

教育振興基本計画

平成 30 年 6 月 15 日

閣 議 決 定

この計画は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項に基づき、国会に報告するものである。

(目次)

| | |
|--------------------------------------|----|
| 前文 | 1 |
| 第1部 我が国における今後の教育政策の方向性 | |
| Ⅰ. 教育の普遍的な使命 | 3 |
| Ⅱ. 教育をめぐる現状と課題 | |
| 1. これまでの取組の成果 | 4 |
| 2. 社会の現状や2030年以降の変化等を踏まえ、取り組むべき課題 | 5 |
| Ⅲ. 2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項 | 16 |
| Ⅳ. 今後の教育政策に関する基本的な方針 | |
| 1. 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する | 21 |
| 2. 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する | 24 |
| 3. 生涯学び、活躍できる環境を整える | 26 |
| 4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する | 28 |
| 5. 教育政策推進のための基盤を整備する | 29 |
| Ⅴ. 今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点 | |
| 1. 客観的な根拠を重視した教育政策の推進 | 35 |
| 2. 教育投資の在り方 | 37 |
| 3. 新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造 | 44 |
| 第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群 | |
| 1. 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する | |
| <主として初等中等教育段階> | |
| 目標(1) 確かな学力の育成 | 48 |
| 目標(2) 豊かな心の育成 | 50 |
| 目標(3) 健やかな体の育成 | 54 |
| <主として高等教育段階> | |
| 目標(4) 問題発見・解決能力の修得 | 56 |
| <生涯の各段階> | |
| 目標(5) 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成 | 58 |
| 目標(6) 家庭・地域の教育力の向上, 学校との連携・協働の推進 | 60 |
| 2. 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する | |
| 目標(7) グローバルに活躍する人材の育成 | 61 |
| 目標(8) 大学院教育の改革等を通じたイノベーションを牽引する人材の育成 | 63 |

| | |
|--|----|
| 目標（9）スポーツ・文化等多様な分野の人材の育成 | 66 |
| 3. 生涯学び、活躍できる環境を整える | |
| 目標（10）人生100年時代を見据えた生涯学習の推進 | 68 |
| 目標（11）人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進 | 70 |
| 目標（12）職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進 | 71 |
| 目標（13）障害者の生涯学習の推進 | 73 |
| 4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する | |
| 目標（14）家庭の経済状況や地理的条件への対応 | 75 |
| 目標（15）多様なニーズに対応した教育機会の提供 | 78 |
| 5. 教育政策推進のための基盤を整備する | |
| 目標（16）新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等 | 81 |
| 目標（17）ICT利活用のための基盤の整備 | 84 |
| 目標（18）安全・安心で質の高い教育研究環境の整備 | 86 |
| 目標（19）児童生徒等の安全の確保 | 88 |
| 目標（20）教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革 | 89 |
| 目標（21）日本型教育の海外展開と我が国の教育の国際化 | 91 |

前文

- 我が国の近代学校教育は、明治5（1872）年に公布された学制により開始され、平成34（2022）年で150年を迎える。学制公布以来、義務教育の普及に伴う識字率の向上、旧制高等学校や帝国大学の設置等に伴う母国語による高等教育の実施、専門学校制度化による専門教育の充実など、国公立にわたる学校教育制度が急速に整備され、その後の我が国の発展の基礎を培った。
- 昭和22（1947）年には、戦後の我が国の教育の基本を確立する教育基本法が制定され、この理念の下で新しい教育諸制度が構築され、国民の教育水準は更に飛躍的に向上し、戦後の我が国の目覚ましい発展の原動力となってきた。
- 平成18（2006）年には、科学技術の進歩や少子高齢化など、教育をめぐる状況が大きく変化する中で、新しい時代の教育理念を明示する改正教育基本法が成立した。その後、同法の目的や目標を踏まえ、第1期、第2期と教育振興基本計画を定めて、社会全体で教育改革を進め、我が国の教育は着実に成果を積み重ねてきた。
- 今、我が国は、人生100年時代を迎えようとしており、また、超スマート社会（Society 5.0）の実現に向けて人工知能（AI）やビッグデータの活用などの技術革新が急速に進んでいる。こうした社会の大転換を乗り越え、全ての人が、豊かな人生を生き抜くために必要な力を身に付け、活躍できるようにする上で、教育の力の果たす役割は大きい。
- 激動の時代を豊かに生き、未来を開拓する多様な人材を育成するためには、これまでと同様の教育を続けていくだけでは通用しない大きな過渡期に差し掛かっている。誰もが人間ならではの感性や創造性を発揮し自らの「可能性」を最大化していくこと、そして誰もが身に付けた力を生かしてそれぞれの夢に向かって志を立てて頑張ることができる「チャンス」を最大化していくこと、これらを共に実現するための改革の推進が、今求められている。
- 本計画は、このような考え方の下、第2期教育振興基本計画（以下「第2期計画」という。）において掲げた「自立」、「協働」、「創造」の3つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ、2030年以降の社会の変化を見据えた教育政策の在り方を示すものである。併せて、各種教育施策の効果の専門的・多角的な分析、検証に基づき、より効果的・効率的な教育施策の立案につなげ、広く国民の間で教育施策の効果や必要性に対する理解を共有し、社会全体で教育改革を進めるための方策について示している。政府としては、教育再生実行会議の提言

や,教育に係る他分野の基本方針なども踏まえつつ,本計画に基づき,今後の教育政策を推進する。各地方公共団体においても,改正教育基本法の規定の趣旨を十分に踏まえ,適切な対応がなされることを期待したい。

第1部 我が国における今後の教育政策の方向性

I. 教育の普遍的な使命

- 平成18(2006)年12月に全面改正された教育基本法の前文では、「個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する」ことがうたわれている。また、第1条において、教育の目的として、「人格の完成」と、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」が規定されるとともに、第2条において、教育は次に掲げる目標を達成するよう行われるものとするが規定されている。
 - 1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
 - 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
 - 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
 - 4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
 - 5 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
- こうした改正教育基本法の理念、目的、目標を踏まえ、我が国の教育は着実な成果を積み上げてきており、「教育立国」の実現に向け更なる取組を進めていく必要がある。

Ⅱ．教育をめぐる現状と課題

1. これまでの取組の成果

- 教育基本法の改正後、国は同法に基づく教育振興基本計画を策定し、教育の目的や理念を具体化する施策を総合的、体系的に位置付けて取組を進めてきた。
- 第1期の教育振興基本計画（平成20年7月1日閣議決定）においては、平成20（2008）年からの10年間を通じて目指すべき教育の姿として、①義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる、②社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てるという2点を掲げ、計画を推進した。
- また、その検証結果を踏まえ、第2期の教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）においては、「自立」「協働」「創造」を基軸とした新たな社会モデルを実現するための生涯学習社会の構築を旗印として、生涯を貫く教育の方向性を設定し、教育政策を推進してきた。
- こうした取組の成果として、初等中等教育段階においては、PISA（OECD生徒の学習到達度調査）2015、TIMSS（国際数学・理科教育動向調査）2015において我が国が引き続き世界トップレベルであること¹や、全国学力・学習状況調査において成績の低い県の成績も全国平均に近づく状況が見られ²、学力の底上げが図られていることが明らかになっている。これらに加え、児童生徒の学習時間その他の学習状況においても、一定の改善が見られる³。さらに、幼稚園、小・中・高等学校における障害のある幼児児童生徒に対する個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成率の向上⁴、コミュニティ・スクールや地域学校協働本部の基盤となる学校支援地域本部など学校

¹ PISA2015の平均得点は、OECDに加盟している35か国中、読解力が516点で6位、数学的リテラシーが532点で1位、科学的リテラシーが538点で1位であった。また、TIMSS2015の平均得点は、小学校4年生の算数が593点（5位／49か国）、理科が569点（3位／47か国）、中学校2年生の数学が586点（5位／39か国）、理科が571点（2位／39か国）であった。

² 「平成29年度全国学力・学習状況調査」（文部科学省）によると、平成25（2013）年度と比較し、国語、算数・数学において、平均正答数の低い3都道府県の標準化得点の平均は、全国平均に近づいている。

³ 例えば、「平成29年度全国学力・学習状況調査」（文部科学省）によると、「小中学生の1日当たり1時間以上学習する児童生徒の割合（平日）」が小学校64.6%、中学校69.7%、「家で授業の復習をしていると回答した児童生徒の割合」が小学校53.9%、中学校50.6%、「家で自分で計画を立てて学習をしていると回答した児童生徒の割合」は小学校64.6%、中学校51.7%となっており、平成24（2012）年度からの推移でみると、改善傾向にある。

⁴ 「平成28年度特別支援教育体制整備状況調査」（文部科学省）によると、個別の指導計画作成率は73.4%、個別の教育支援計画作成率は62.1%（共に国公立計）である。

と地域との組織的な連携・協働⁵、学校施設の耐震化⁶などにおいて進展が見られる。

- 大学等の高等教育段階においては、学生の主体的な学修活動を後押しする学修環境整備や、「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の三つの方針(以下「三つの方針」という。)の策定・公表、全学的な教学システムの構築など、大学教育の質的転換に向けた取組が進展するとともに、所得連動返還型奨学金制度・給付型奨学金制度の創設など、学生の経済的支援の充実に向けた取組を進めてきている。

2. 社会の現状や 2030 年以降の変化等を踏まえ、取り組むべき課題

- 現在の社会は知識基盤社会であり、新しい知識・情報・技術が、社会のあらゆる領域での活動の基盤として非常に重要であるが、この知識・情報・技術をめぐる変化は加速度を増している。また、グローバル化の進展等によって、一つの出来事が広範囲かつ複雑に伝搬し、社会の変化を正確に予測することはますます難しくなっている。
- このような状況の中にあって、2030 年頃には、IoT (Internet of Things) やビッグデータ、AI 等をはじめとする技術革新やグローバル化の一層の進展、人口構造の変化や女性・高齢者等の活躍の進展、雇用環境の変化等が予想されている⁷。

(1) 社会状況の変化

(人口減少・高齢化の進展)

- 我が国の人口は、平成 20 (2008) 年をピークとして減少傾向にあり、2030 年に掛けて 20 代、30 代の若い世代が約 2 割減少するほか、65 歳以上が我が国の総人口の 3 割を超えるなど生産年齢人口の減少が加速することが予測されており、経済協力開発機構 (OECD) の予測では、生産年齢人口の割合が OECD 加盟国中最下位になるとされている。また、65 歳以上の中でも、75 歳以上が多数を占め、現在よりも寿命がさらに延びていくとの指摘もある。

⁵ コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会制度を導入した学校のことであり、保護者や地域住民等が一定の権限と責任をもって学校運営に参加することで、育てたい子供像、目指すべき教育のビジョンを保護者や地域と共有し、目標の実現に向けてともに協働していく仕組み。平成 16 年 9 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により制度化され、平成 29 年 3 月に教育委員会に対して学校運営協議会制度の導入が努力義務化された。公立小・中学校、義務教育学校の導入数は 4,796 校 (平成 30 (2018) 年 4 月 1 日時点) となり、第 2 期計画の成果目標の一つであった「コミュニティ・スクールを公立小・中学校の 1 割 (約 3,000 校) に拡大する」を達成。

⁶ 国公立学校については耐震化率が平成 29 (2017) 年度時点で約 99% となり、おおむね完了するとともに、私立学校については約 88% (平成 24 (2012) 年度約 75%) となり、耐震化率が向上。

⁷ 技術革新やグローバル化による産業や社会の変化、少子高齢化や団塊世代の大量退職など、働く人々を取り巻く環境変化は、心の健康にも少なくない影響を与えている可能性がある。

- 我が国の小・中・高等学校の児童生徒数はいずれも近年減少傾向にあり、平成 29 (2017) 年度の調査結果では、小学校及び中学校において過去最少となっている。我が国の高等教育機関への主たる進学者である 18 歳人口も現在の約 120 万人から、2032 年には初めて 100 万人を割って約 98 万人となり、さらに 2040 年には約 88 万人にまで減少するとの推計もある。
- 就業状況に関しては、出産・育児を機に労働市場から退出する女性が多く、特に子育て期の女性において実際の労働力率と潜在的な労働力率の差が大きくなっており、改善の状況は見られるものの、女性の出産後の継続就業は依然として課題である⁸。また、65 歳以上の雇用者は増加しており、60 歳定年企業における定年到達者の 8 割以上が継続雇用されている状況である⁹。

(急速な技術革新)

- 2030 年頃には、第 4 次産業革命とも言われる、IoT やビッグデータ、AI 等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会 (Society 5.0¹⁰) の到来が予想されている。研究・開発・商品化から普及までのスピードも加速化しているとの指摘もあり¹¹、次々に生み出される新しい知識やアイデアが組織や国の競争力を大きく左右していくことが想定されるなかで、我が国は第 4 次産業革命への対応においてアメリカやドイツなどに遅れを取っているとの指摘もあり¹²、取組の加速が大きな課題となっている。
- 技術革新の進展により、今後 10 年～20 年後には日本の労働人口の相当規模が技術的には AI やロボット等により代替できるようになる可能性が指摘¹³されている一方で、これまでになかった仕事が新たに生まれることが考えられる。今後、いわゆるメンバーシップ型雇用からジョブ型雇用へ

⁸ 就業状況に関しては、第一子出産前後に女性が就業を継続する割合は、従前は 4 割前後で推移してきたが、平成 27 年度の調査によると、約 5 割へと上昇した。(「第 15 回出生動向基本調査 (夫婦調査) (平成 27 年)」(国立社会保障・人口問題研究所)によると、第 1 子 (平成 22 (2010) 年～平成 26 (2014) 年出生) 出産前後の女性の就業経歴について、出産前に就業していた者のうち、出産後も有職である者の割合は 53.1%である。) 女性の年齢階級別労働力率を見ると、30 歳代に落ち込みが見られる、いわゆる「M字カーブ」を描いているものの、そのカーブは以前に比べて浅くなっている。しかしながら、特に、子育て期の女性において、「実際の労働力率」と「潜在的な労働力率」(実際の労働力率に就業を希望するが職に就いていない者の割合も加えた値)との差は小さくない。(「労働力調査 詳細集計 (平成 29 年度)」(総務省)によると、労働力率と潜在的な労働力率 (労働力人口と就業希望者の合計を人口で割ったもの)の差は 30 歳から 34 歳の間が 9.9%である。)

⁹ 「労働力調査 基本集計」(総務省)によると、65 歳以上の雇用者数は平成 24 (2012) 年に約 340 万人であるのに対し、平成 29 (2017) 年は約 531 万人となっている。また、「平成 29 年「高齢者の雇用状況」」(厚生労働省)によると、60 歳定年企業における定年到達者のうち、継続雇用された者は 84.1%となっている。

¹⁰ ①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く、人類史上 5 番目の新しい社会。

¹¹ TECHNOLOGY AT WORK (Citi GPS, 2015) によると、5,000 万人に普及するまでの期間は、電話が 75 年、テレビが 13 年、インターネットは 4 年とされている。

¹² 「日本経済 2016-2017-好循環の拡大に向けた展望」(内閣府 政策統括官 (経済財政分析担当)) など。

¹³ 日本の労働人口の約 49%がついている職業が技術的に AI 等で代替可能となるとの予測 (株式会社野村総合研究所、平成 27 (2015) 年)がある一方、技術革新によって代替できない個別業務を考慮すると、代替可能となる職業はより少なくなるとの予測 (OECD ワーキングペーパー、平成 28 (2016) 年)などがある。

の移行や労働市場の流動化が一層進展することも予想されている。

(グローバル化の進展と国際的な地位の低下)

- あらゆる場所でグローバル化は加速し、情報通信や交通分野での技術革新により、人間の生活圏も広がっている。また、世界の国々の相互影響と依存の度合いは急速に高まっており、貧困や紛争、感染症や環境問題、エネルギー資源問題など、地球規模の人類共通の課題が増大する中、我が国には、それらの課題の解決に積極的に取り組むことが求められている。
- アジアをはじめとするいわゆる新興国が急速に経済成長し、国際社会における存在感が増しており、欧米のみならず、アジアも世界経済の中心的役割を担うこととなるとみられている。世界の GDP に占める日本の割合は低下傾向¹⁴にあり、2030 年における日本の占める割合はさらに低下するとの予測¹⁵もある。社会のあらゆる分野でのつながりが国境を越えて活性化¹⁶しており、人材の流動化、人材獲得競争などグローバル競争の激化が予想される。

(子供の貧困など社会経済的な課題)

- 子供の貧困は、相対的貧困率について改善が見られる¹⁷ものの、引き続き大きな課題である。専門学校等も含めた高等教育機関全体への進学率は約 8 割となっている中で、家庭の社会経済的背景（家庭の所得、保護者の学歴など）と子供の学力や 4 年制大学への進学率には相関関係が見られること¹⁸を指摘する研究が存在する。
- また、学歴等により生涯賃金にも差が見られる¹⁹。子供の貧困や格差問題に対して対策を講じなければ、2030 年以降も貧困の連鎖、格差の拡大・

¹⁴ 「国民経済計算年次推計」（内閣府）によると、平成 28（2016）年における我が国の名目 GDP が世界の GDP に占める比率は 6.5%であり、平成 24（2012）年（8.2%）に比べ低下している。

¹⁵ 「Looking to 2060 : Long-term global growth prospects」（OECD）によると、OECD の計算による世界の GDP に占める日本の割合について、平成 23（2011）年時点で 6.7%であったものが、2030 年には 4.2%になるとの予測がなされている。

¹⁶ 「在留外国人統計」（法務省）によると、我が国の在留外国人数は平成 24（2012）年末が約 203 万人であったのに対し、平成 29（2017）年 12 月末時点では、約 256 万人となっている。また、「海外在留邦人数調査統計」（外務省）によると、海外在留邦人数については、平成 24（2012）年に約 125 万人であったのに対し、平成 28（2016）年には約 134 万人となっている。また、「ジェトロ世界貿易投資報告」（平成 29 年版）によると、平成 28（2016）年度の日本企業の海外売上高比率は 56.5%であり、拡大傾向にある。さらに、「平成 28 年外資系企業動向調査」（経済産業省）によると、日本での今後の事業展開について、「事業の拡大を図る」と回答した企業は 55.5%である。

¹⁷ 「平成 28 年国民生活基礎調査」（厚生労働省）によると、17 歳以下の貧困率は 13.9%であり、12 年ぶりの改善となっている。

¹⁸ 「平成 25 年度全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究」（国立大学法人お茶の水女子大学）によると、家庭の所得、父親学歴、母親学歴の合成尺度である SES（社会経済的背景）と、小学校 6 年生、中学校 3 年生の国語、算数・数学における正答率に相関関係が見られるとされている。

¹⁹ 「ユースフル労働統計 2017－労働統計加工指標集－」（独立行政法人労働政策研究・研修機構）によると、男性の正社員の生涯賃金は、大学・大学院卒 270.0 百万円に対し高卒 207.3 百万円、また非正社員では、大学・大学院卒 153.6 百万円に対し高卒 128.3 百万円となっている。

固定化が生じる可能性がある。

(地域間格差など地域の課題)

- 人口移動の面では、東京一極集中の傾向が加速し、全人口の4分の1以上が東京圏に集中する中で、民間機関による地方公共団体の「消滅可能性」に関する分析結果²⁰が発表され、多くの地方公共団体や地方関係者に強い衝撃を与えた。
- 地域の経済動向をみると、雇用・所得環境の改善²¹が続いている一方、少子高齢化や人口減少といった構造変化もあり、経済環境の厳しい地域もみられる。消費や生産といった経済活動の動向は地域間でばらつきがあり、東京圏とその他の地域との間には、一人当たり県民所得等に差が生じている。
- また、大学進学率は都市部では高く地方では低い傾向が見られ、地域差が生じている。例えば、東京都と鹿児島県の高等学校等新規卒業者の大学進学率では、33ポイントの開きがある²²など、地域によって高等教育に関わる状況も異なっている。
- 東日本大震災や平成28年熊本地震など各地の災害に対して、学校施設の復旧や就学支援、児童生徒の心のケア、学習支援、復興を支える人材の育成や地域の再生などが求められている。

(2) 教育をめぐる状況変化

(子供・若者をめぐる課題)

- 幼児の発育に関しては、社会状況の変化等による幼児の生活体験の不足等から、基本的な技能等が十分に身に付いていないという課題が指摘されている。また、近年、国際的な研究成果などから幼児教育の重要性への認識が高まっている。
- 小・中学校の児童生徒の学力に関しては、Ⅱの1で述べた国内外の学力調査結果が近年改善傾向にあり、学習時間についても増加傾向にあるとの調査結果²³がある。また、内閣府の調査²⁴によれば、9割以上が学校生活を

²⁰ 「ストップ少子化・地方元気戦略（平成26年5月8日）」（日本創生会議・人口減少問題検討分科会）。

²¹ 「労働力調査 基本集計」（総務省）、「一般職業紹介状況（職業安定業務統計）」（厚生労働省）、「毎月勤労統計調査」（厚生労働省及び各都道府県）によると、2012年と比較して、直近では完全失業率は全ての都道府県で改善し、有効求人倍率は全ての都道府県で1倍を超え、時間当たりの賃金も全ての都道府県で上昇している。

²² 「学校基本統計（平成17年度、平成29年度）」（文部科学省）によると、高等学校等新規卒業者の都道府県別の大学進学率は平成17（2005）年の最も高い東京都が51%、最も低い鹿児島県が26%であるのに対し、平成29（2017）年の最も高い東京都が64%、最も低い鹿児島県が31%と、その差は約25ポイントから約33ポイントに拡大している。

²³ 「第5回学習基本調査（平成27年）」（ベネッセ教育総合研究所）。

²⁴ 「平成25年度小学生・中学生の意識に関する調査」（内閣府）。

楽しいと感じ、保護者の8割は総合的に見て学校に満足している。

- 一方、学ぶことと自分の人生や社会とのつながりを実感しながら、自らの能力を引き出し、学習したことを活用して、生活や社会の中で出会う課題の解決に主体的に生かしていくという面に課題があると考えられる²⁵。また、直近の国際学力調査では、読解力が有意に低下²⁶しているとの課題がある。このほか、将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合が横ばいであることや、子供たちの自己肯定感が諸外国と比べて低いという調査結果²⁷がある。
- 高等学校の生徒の学校外の学習時間に関しては、中上位層は改善傾向が見られる一方、下位層は低い水準で推移しているとの調査結果²⁸がある。
- 大学生の学修時間については、過去の調査と比較しても改善されておらず、海外の大学と比較しても短いとの指摘がある²⁹。
- 子供を取り巻く状況については、スマートフォンをはじめとした様々なインターネット接続機器などの普及に伴い、情報通信技術 (ICT) を利用する時間は増加傾向³⁰にある一方、授業においてコンピューターを使っている生徒の割合は OECD 加盟国で最も低い水準にある³¹。また、情報化が進展し、あらゆる分野の多様な情報に触れることが容易になる一方で、知覚

²⁵ 判断の根拠や理由を明確にししながら自分の考えを述べたり、実験結果を分析して解釈・考察し説明したりすることなどについて課題が指摘（「平成 27 年度全国学力・学習状況調査」(文部科学省)）されているほか、自分の能力に関する評価や、学ぶことの楽しさや意義が実感できているかどうか、自分の判断や行動がよりよい社会づくりにつながるという意識を持っているかどうかという点では、肯定的な回答が国際的に見て相対的に低いことなども指摘されている（脚注 27 参照。さらに、「国際数学・理科教育動向調査 (TIMSS2015)」(IEA) 質問紙調査結果では、算数・数学では小・中学校とも、理科では中学校において、それぞれの教科が楽しいと回答した児童生徒の割合は国際平均よりも低く、また、中学校において、それぞれの教科が日常生活に役立つ、将来、自分が望む仕事に就くために良い成績をとる必要があると回答した生徒の割合は国際平均よりも低い。）

²⁶ PISA2015 における読解力の平均得点は 516 点であり、PISA2012 における平均得点の 538 点から有意に低下。

²⁷ 「平成 29 年度全国学力・学習状況調査」(文部科学省) によると、将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合は、小学校 85.9%、中学校 70.5%であり、平成 24 (2012) 年度から横ばいとなっている。「高校生の生活と意識に関する調査報告書 (平成 27 年)」(独) 国立青少年教育振興機構) では、「自分には人並みの能力がある」ことに「とてもそう思う」又は「まあそう思う」と回答した高校生の割合が、日本は 55.7%であるのに対し、米国は 88.5%、中国は 90.6%、韓国は 67.8%である。また、「中学生・高校生の生活と意識—日本・アメリカ・中国・韓国の比較— (平成 21 年)」(財) 一ツ橋文芸教育振興協会、(財) 日本青少年研究所) では、「私の参加により、変えてほしい社会現象が少し変えられるかもしれない」ことに「全くそう思う」または「まあそう思う」と回答した中学生の割合が、日本は 37.3%であるのに対し、米国は 53.3%、中国は 58.3%、韓国は 66.5%であり、高校生の割合については、日本は 30.1%、米国は 69.8%、中国は 62.7%、韓国は 68.4%である。

²⁸ 「第 5 回学習基本調査 (平成 27 年)」(ベネッセ教育総合研究所)。

²⁹ 「大学生の学習実態に関する調査研究 (平成 28 年 3 月)」(国立教育政策研究所) によれば、大学 1 年生の週当たりの授業に関連した自律的学習時間は、0 時間が 12.0%、1 時間から 5 時間が 58.4%、6 時間から 10 時間が 19.5%である。この数値は過去の調査と比較しても改善されておらず、海外の大学と比較しても学修時間が短いとの指摘がある。

³⁰ 「平成 29 年度青少年のインターネット利用環境実態調査」(内閣府) によると、青少年の 82.5%がいずれかの機器でインターネットを利用しており、利用する機器はスマートフォンが 50.0%となっている。また、インターネット利用時間は、前年度と比べ約 5 分増加し、平均利用時間は約 159 分となっている。

³¹ 「OECD 生徒の学習到達度調査 (PISA2009) 「デジタル読解力調査」」によれば、ICT 質問紙調査に参加した 17 か国・地域の中で、普段の 1 週間のうち、国語・数学・理科の各授業においてコンピューターを使っている生徒の割合が、日本は、国語が 1.0% (OECD 平均: 26.0%)、数学が 1.3% (OECD 平均: 15.8%)、理科が 1.6% (OECD 平均: 24.6%) と最も低くなっている。

した情報の意味を吟味したり、文章の構造や内容を的確にとらえたりしながら読み解く能力に課題が生じているとの指摘もある³²。また、子供が SNS（ソーシャルネットワークサービス）を利用した犯罪に巻き込まれたり、意図せず犯罪に加担したりしてしまうなど、子供の安全が脅かされる事態が生じている。

- また、子供が自然の中で豊かな体験をしたり、文化芸術を体験して感性を豊かにしたりする機会が限られており、地域・家庭と連携・協働しつつ、体験活動の機会を確保していく必要性について指摘がなされている³³。
- 子供の体力については、近年の「体力・運動能力調査」³⁴においては全体としてはゆるやかな向上傾向が見られるものの、昭和 60（1985）年代頃の水準と比較した場合、依然低い水準にある³⁵ほか、運動する子供とそうでない子供の二極化傾向が見られる³⁶ことが指摘されている。
- 子供の健康や安全に関しては、朝食を欠食する児童生徒の割合が増加している³⁷といった食習慣の乱れなど多様化する健康課題のほか、性や薬物等に関する情報の入手が容易になったり、SNS、犯罪予告、国民保護等における対応等の新たな安全上の課題も生じたりするなど、子供たちを取り巻く環境が大きく変化している。
- 生徒指導面での課題としては、暴力行為の発生件数、不登校児童生徒数は依然として相当数に上っており³⁸、また、いじめにより重大な被害が生じた事案も引き続き発生している。
- 障害のある子供の教育に関しては、障害者の権利に関する条約の批准や障害者差別解消法の施行を踏まえ、障害のある子供が合理的配慮の提供を受けつつ、一人一人の教育的ニーズに応じた指導が受けられるよう、子供の就学先が本人・保護者の意向を踏まえた総合的な観点から決定されるようになり、近年は発達障害を含めた障害のある子供の幼・小・中・高等学

³² 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成 28 年 12 月 21 日 中央教育審議会）

³³ 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成 28 年 12 月 21 日 中央教育審議会）

³⁴ 本調査は、昭和 39（1964）年度から実施している。平成 10（1998）年度からは、新しい現行の調査項目により実施しているが、同年度以降、合計点はゆるやかな上昇傾向にある。

³⁵ 「平成 28 年度体力・運動能力調査」（スポーツ庁）によれば、握力及び走・跳・投能力にかかる項目は、昭和 60（1985）年頃と比較すると、中学生男子及び高校生男子の 50m 走を除き、依然低い水準になっている。

³⁶ 「平成 28 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（スポーツ庁）の集計結果からは、特に中学生において、1 週間の総運動時間に関し、二極化傾向が見てとれる。

³⁷ 「平成 29 年度全国学力・学習状況調査」（文部科学省）によると、朝食を「あまり食べていない」、「全く食べていない」と回答した児童が 4.6%、生徒が 6.8%であり、平成 24（2012）年度（3.9%・6.3%）と比べ増加している。

³⁸ 「平成 28 年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果（確定値）」（文部科学省）によると、小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は 59,444 件であり、また、小・中・高等学校における不登校児童生徒数は 182,248 人である。

校等への就学も増えている³⁹。こうした状況を踏まえ、一人一人の子供の障害の状態や発達の段階に応じた指導や支援を行っていく必要がある。

- 外国籍の子供や、両親のいずれかが外国籍である子供については、ともに増加傾向⁴⁰にあり、その母語の多様化や日本語習熟度の差への対応が急務となっている。

(地域コミュニティの弱体化)

- 地域の人々の間の付き合いが疎遠になるなど、地域コミュニティの弱体化が指摘されており、高齢者や困難を抱えた親子などが地域で孤立するという深刻な状況も生じている。

(家庭の状況変化)

- 家庭の状況に目を向ければ、三世帯世帯の割合が低下し、一人親世帯の割合が上昇傾向にある。家庭教育は全ての教育の出発点であることを踏まえ、子供の社会性や自立心などの育ちをめぐる課題に社会全体で向き合い、親子の育ちを支えていくことが重要であるが、このような世帯構造の変化や地域社会の変化に伴い、子育てについての悩みや不安を多くの家庭が抱えながらも⁴¹、身近に相談できる相手がいないといった家庭教育を行う上での課題が指摘されている。

(教師の負担)

- 学校に求められる役割が増大し、教師に負担がかかっていることも指摘されている。OECDの調査では、我が国の中学校教師の授業時間は調査参加国の平均を下回っている一方、勤務時間は上回っている⁴²。
- また、「公立小学校・中学校教員勤務実態調査研究」⁴³においても、教師の勤務実態が示されているが、さらに分析が必要である。
- これらの調査結果を踏まえれば、献身的教師像を前提とした学校の組織

³⁹ 「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査（平成24年）」（文部科学省）によると、特別支援教育の対象児童生徒については、今も増加傾向であり、義務教育段階の通常の学級において、知的な発達に遅れはないものの学習面又は行動面での著しい困難を示す児童生徒が6.5%程度に在籍しているという調査結果もある。

⁴⁰ 「学校基本統計（平成29年度）」（文部科学省）によると、平成29（2017）年5月現在、公立の小・中・高等学校等に在籍する外国人児童生徒数は86,015人となっている。「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成28年度）」（文部科学省）によると、日本語指導が必要な児童生徒数は約4割の34,335人となっており、これらの外国人児童生徒と日本語指導が必要な日本国籍を有する児童生徒数（9,612人）と合わせると、43,947人となっている。これらの日本語指導が必要な児童生徒数はこの10年で1.7倍に増加している。

⁴¹ 「平成28年度「家庭教育の総合的推進に関する調査研究～家庭教育支援の充実のための実態等把握調査研究～」」（文部科学省）では、41.4%が子育てについて悩みや不安があると回答。

⁴² 平成25（2013）年に発表された「国際教員指導環境調査」（OECD）によれば、我が国の中学校教師の1週間当たりの平均勤務時間は53.9時間（調査参加国・地域の平均は38.3時間）であり、その内訳は、授業17.7時間（同19.3時間）、授業計画・準備8.7時間（同7.1時間）、課外活動（スポーツ・文化）7.7時間（同2.1時間）、事務業務5.5時間（同2.9時間）等となっている。

⁴³ 「公立小学校・中学校教員勤務実態調査研究」は、文部科学省の委託調査研究「教育政策に関する実証研究」の一つとして、平成28（2016）～29（2017）年度の2か年で実施（委託機関：株式会社リベルタス・コンサルティング）した。これらの調査研究の分析内容については、文部科学省ホームページ「学校における業務改善について」に掲載。

体制では、質の高い学校教育を持続発展させることは困難となっている。

(高等教育を取り巻く状況変化と課題)

- 少子化が進む中においても、いわゆる 18 歳時進学率の上昇により、大学の学士課程の学生数は増加している。学士課程への進学率は 5 割を超え、専門学校等を含む高等教育機関全体への進学率は 8 割を超えるなど、進学率が上昇し、多様な学生が入学するようになっている。
- 前述のように大学生の学修時間が短いなどの課題も踏まえ、大学教育の質の保証のための各大学の取組を進める必要がある。こうした大学教育改革を高校教育改革、大学入学者選抜改革と一体的に行っていくことで、初等中等教育と高等教育の一貫した改革を実現することが重要である。
- また、今後 18 歳人口が大幅に減少し、高等教育全体の規模にも影響することが予想される中、特に、地方においては小規模な大学が多く、経営悪化により地方における高等教育機会の確保が困難になるおそれがある。このため、経営力の強化など、教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革に取り組むことが急務であり、今後の高等教育の構造の在り方について考える必要がある。
- さらに、グローバル化による人材の流動性が高まり人材獲得競争が激しさを増す中、我が国の高等教育機関の国際的な評価の向上⁴⁴及び教育・研究環境の国際化、学生の双方向交流などの推進が求められている。
- 超スマート社会 (Society 5.0) においては、労働市場の構造や職業そのものが抜本的に変わることが予測されるなか、個人の観点からも、社会全体としての労働生産性の向上や人材需要への対応等の観点からも、社会人が学び直すことの重要性が高まっている。産業界からは、より高度かつ実践的・創造的な職業教育や、成長分野等で必要とされる人材養成の強化も期待されており、高等教育機関全体としてその期待に応えていくための機能強化を図ることが重要となっている。特に、新たな産業の創出など、AI・IoT・ビッグデータ等の産業構造改革を促す情報技術等を基盤とした人材育成が求められる中で、数理・データサイエンス教育の重要性・必要性は分野を超えて高まっている。
- また、超スマート社会 (Society 5.0) においては、知の力を持って挑戦し、人類社会に貢献する高度専門人材である知のプロフェッショナルを育成することの重要性が高まっており、最先端の情報技術を生み出し、それを実践的に活用することができる人材や、現場レベルの改善・革新を牽引し、高付加価値のモノやサービスを生み出すことができる人材等を育成す

⁴⁴ 主要な世界大学ランキングの上位 100 位以内にランキングしている日本の大学数は、平成 24 (2012) 年度から平成 29 (2017) 年度の結果を参照すると、おおむね横ばいとなっている。

る大学院教育の改革等が求められている。

(3) 教育をめぐる国際的な政策の動向

- 国際的にも、2030年に向けた教育に関する取組が進められている。平成27(2015)年9月の国連総会において採択された、2016年から2030年までの国際目標である「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で設定された教育目標(SDG4)⁴⁵達成に向け、国連教育科学文化機関(UNESCO:ユネスコ)、加盟国政府、NGO等によって、「教育2030行動枠組み」が採択され、教育分野での国際協力を一層推進していくこととされた。
- 平成28(2016)年5月14日～15日のG7倉敷教育大臣会合において採択された倉敷宣言では、教育の果たすべき新たな役割として、①「社会的包摂」、「共通価値の尊重」の促進、②新しい時代に求められる資質・能力の育成、③新たな役割を果たすための国際協働の更なる推進で一致するとともに、教育を世界、各国の優先的なアジェンダに引き上げることの必要性や、教育への公共支出の重要性⁴⁶、客観的根拠に基づく教育政策の推進に向けた協力を確認した⁴⁷。
- また、OECDでは、知識、スキル、態度・価値を一体的に捉え、これからの時代に求められるコンピテンシーを検討し、時代の変化に対応した新たな教育モデルの開発を目指す「Education2030」事業を推進しており、我が国においても、他国の生徒と協働しながらグローバルな視点から地域の課題を探究する、地方創生イノベーションスクール2030などの成果をOECD及び諸外国と共有するモデル開発に向けた取組が始まっている。
- OECDによる我が国の教育政策レビューによれば、国際的に比較して、日本の児童生徒及び成人は、OECD各国の中でもトップクラスの成績であり⁴⁸、日本の教育が成功を収めている要素として、子供たちに対し、学校給食や課外活動などの広範囲にわたる全人的な教育を提供している点が指摘されている。あわせて、経済を成長させ、貧困を減らす一つの方法として、21世紀の社会において必要な能力を養成するために若者や大人に投資することが重要であることが指摘されている。
- 一方で、新たな学習指導要領の円滑な実施には、学校の指導・事務体制の効果的な強化・充実や、地域との連携・協働などに取り組むことが課題であり、サポートスタッフの配置など学校、教師、児童生徒にとってより好ましい状態につながる方策の検討、学習指導要領改訂に合わせて、児童

⁴⁵ 持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)では、教育に関する目標として、目標4に「すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」と定められている。

⁴⁶ 2015年に開催された世界教育フォーラムにおける「仁川宣言」に即した教育への公共支出(国の状況に応じて教育への公共支出を増加させ、GDPの少なくとも4・6%または総公共支出の少なくとも15・20%を効果的に措置することを国際及び地域基準として遵守すること)の重要性を確認した。

⁴⁷ 倉敷宣言においては、「社会的包摂」(Social inclusion)、「共通価値の尊重」(Respect for common values)、「客観的根拠に基づく教育政策」(Evidence-Based Education Policy)等の重要なキーワードが示されており、これらはG7各国が教育政策を進める上での行動指針となっている。

⁴⁸ 2011年に実施された「国際成人力調査」(OECD)によれば、読解力・数的思考力の平均得点において、参加35か国中1位となっている。

生徒の評価も充実していくことなどが求められている。

- さらに、OECDによる我が国の教育政策レビューにおいては、我が国において、生涯を通じた学習の重要性は認識されているものの、限られた時間しかない労働者にも大学・専修学校等での学びを可能にすることや、労働市場のニーズに応えられるようにすること、失業者又は求職活動を行わない人の再就職支援につなげるよう取り組む余地があることが指摘されている。このほか、幼児教育や高等教育への財政的支援が限られており家計への負担が大きく、社会経済的な状況が厳しい層の女性や子供の学習機会を制限している可能性が指摘されている。

Ⅲ. 2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項

(2030年以降の社会を展望した教育の役割)

- 2030年以降の社会を展望した教育政策の体系を考える前提として、Ⅱ.2で述べたような社会の大きな変化を受け止め、また、持続可能な開発目標(SDGs)⁴⁹をはじめとして社会の持続的な成長・発展を目標とする国際的な政策の動向も踏まえ、今後どのような社会の未来像を描き、その実現に向けて教育はどのような役割を担うべきかを明確にする必要がある。

- まず、2030年以降の社会像の展望を踏まえた個人と社会の目指すべき姿と教育の役割として、次のような点が、今後も普遍的に重要と考えられる。
 - ・ 個人においては、「自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材を育成していくこと」が重要である。変化に適応するのみならず、自らが自立して主体的に社会に関わり、人間ならではの新たな価値を創造し、将来を創り出すことができるようになるべきであり、そのためには、予測不能な状況の中で問題の核心を把握し、自ら問いを立ててその解決を目指し、多様な人々と協働しながら、様々な資源を組み合わせることで解決に導いていく力が重要となる。
 - ・ 社会においては、「一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現」が求められる。年齢、性別、国籍、経済事情、障害の有無など多様な人々の一人一人が互いの人格を尊重し支えあいながら幸せに生きるとともに、社会で自らの役割と責任を果たし生き生きと活躍できるようにしていくことが重要であり、教育を通じて全ての人が持つ可能性を开花させることで、一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現を目指す必要がある。
 - ・ また、同じく社会においては、長期的な見通しをもって「社会(地域・国・世界)の持続的な成長・発展」を目指していくことが重要となる。社会・産業構造の変化に加え、少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少が予想される中において、社会の活力を維持・向上させていくためには、我が国の伝統と文化を継承しつつ、教育を通じて個人の資質・能力を最大限伸ばし、生産性の向上により経済成長を図るなど、次世代まで長期に見通した社会(地域・国・世界)の持続的な成長・発展を目指すことが重要である。

⁴⁹ 持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)では、教育に関する目標として、目標4に「すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」と定められている。

- こうした個人と社会の目指すべき姿の実現に向けて、第2期計画で掲げた「自立」「協働」「創造」の三つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き続き継承し、教育改革の取組を力強く進めていく必要がある。
- さらに、今後の社会においては、長寿化に伴う「人生100年時代」の到来への対応と、超スマート社会（Society 5.0）の実現が特に重要なテーマとなる。このことを踏まえて、政府においても、「人生100年時代構想会議」を開催し、高齢者から若者まで、全ての国民に活躍の場があり、全ての人々が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会を作るための重要な鍵となる「人づくり革命」の取組を進めている。
- 加えて、AIなどの新しいイノベーションの登場は、超スマート社会（Society 5.0）の全く新しい価値を創出し、「革命的」に生産性を押し上げる大きな可能性を秘めるものであり、政府においては「生産性革命」を世界に先駆けて実現することを目指した取組を進めている。教育政策として、これらにどう関わり、貢献していくかが今正に問われている。

（人生100年時代を豊かに生きる）

- 医療体制の充実、医学の進歩、生活水準の向上等により、平均寿命は著しく伸長し、人生100年時代の到来が予測されている。今後、生涯に二つ、三つの仕事を持つことや、働きながら、また引退後に、ボランティア等により、地域や社会の課題解決のために活動することなどがより一般的になると考えられる。
- こうしたライフサイクルの中では、若年期において、知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の涵養かんようといった資質・能力を身に付けることに加え、人生100年時代をより豊かに生きるため、生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高め、働くことや、地域や社会の課題解決のための活動につなげていくことの必要性が一層高まっている。

（超スマート社会（Society 5.0）を生きる）

- 第5期科学技術基本計画（平成28年1月22日閣議決定）においては、ICTを最大限に活用し、サイバー空間とフィジカル空間（現実世界）とを融合させた取組により、社会の至るところで新たな価値が生み出され、人々に豊かさをもたらす社会を未来の姿として共有し、これを世界に先駆けて実現することが宣言された。
- 超スマート社会（Society 5.0）は、生産・流通・販売、交通、健康・医療、金融、公共サービス等の幅広い産業構造の変革、人々の働き方やライ

フスタイルの変化等を伴うものである。

- こうした変化の激しい社会を生き抜いていくためには、国民一人一人が、生涯にわたって質の高い学びを重ね、それぞれの立場や分野で成長し、新たな価値を生み出し、輝き続ける力を身に付けることが不可欠となる。その際、溢れる情報の中から必要な情報を読み取り、進歩し続ける技術を使いこなすことができるようにするため、基本的な情報活用能力を身に付けることも重要な課題である。

(教育を通じた一人一人の「可能性」と「チャンス」の最大化)

- これらを踏まえれば、全ての人が、これまで以上に質の高い能力を身に付け、さらにそれを磨きながら、未来に希望を持って生涯を生きるとともに、超スマート社会 (Society 5.0) の実現を通じて我が国と世界の持続的な発展がもたらされることとなるよう、生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」の最大化を、今後の教育政策の中心課題に据えて取り組む必要がある。

- 直面する社会の大転換を、我が国が抱える諸課題に本格的に挑戦し、解決する好機と捉え、これを教育が牽引^{けんいん}していくとの気概をもって国・地方公共団体における教育政策を推進していかなければならない。

(一人一人の「可能性」を最大限高めるための一貫した教育の実現)

- AI の発展によって近い将来多くの職種がコンピューターに代替されるとの指摘がある時代だからこそ、ICT を主体的に使いこなす力だけでなく、他者と協働し、人間ならではの感性や創造性を発揮しつつ新しい価値を創造する力を育成することが一層重要になる。これからの教育は、こうした人間の「可能性」を最大化することを幼児期から高齢期までの生涯にわたる教育の一貫した理念として重視しなければならない。

- 初等中等教育においては、幼児期から高等学校教育までを通じて育成を目指す資質・能力を、①「何を理解しているか、何ができるか (生きて働く「知識・技能」の習得)」、②「理解していること・できることをどう使うか (未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成)」、③「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか (学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養^{かんよう})」の三つの柱で整理するとともに、こうした資質・能力を社会や世界との接点を重視しながら育成する「社会に開かれた教育課程」の実現を求めたところで

あり，その実現に向けての取組の着実な推進が重要である⁵⁰。

- 高等学校教育，高等教育においては，この一人一人の可能性を最大化するという理念は，高等学校教育，大学入学者選抜，大学教育の三者の一体的な改革を目指した高大接続改革として，現在具体的な取組が進められており，その確実な実現が急務である。その際，特に大学教育においては，変化の激しい時代であればこそ，専門分野に閉じることなく幅広く奥の深い教養教育の展開に意を用いる必要がある。
 - さらに，人生 100 年時代においては，生涯の様々なステージに必要な能力を着実に身に付け，発揮することが一層重要となることから，リカレント教育の充実を図ることが必要である。このように，幼児期から高齢期までの一貫した理念として，一人一人が，生涯にわたって必要な知識・技能を身に付け，他者と協働しながら，様々な社会的変化を乗り越え，自らの可能性を最大限に伸長することのできる教育を実現する必要がある。
- (一人一人の「チャンス」を最大化するための教育環境の整備)
- また，我が国における人口減少・高齢化の進行が見込まれる一方，いわゆる新興国をはじめとする他国の成長が進む中で，我が国が競争力を維持し，持続可能な社会を実現するためにも，一人一人が生涯にわたって活躍できる社会を実現することが不可欠である。
 - 誰もが幾つになっても学び直し，新しいことにチャレンジでき，また，家庭の経済事情にかかわらず，それぞれの夢に向かって頑張ることができるよう，一人一人の挑戦と飛躍への「チャンス」を最大化すべく環境を整備する必要がある。

⁵⁰ 新学習指導要領は，予測困難な時代に一人一人が未来の創り手となり，よりよい人生とよりよい社会を築いていくために求められる資質・能力を育むことを目指し，教育課程の改善を図っている。（平成 29 年文部科学省告示第 62 号，第 63 号及び第 64 号並びに平成 30 年文部科学省告示第 68 号）

IV. 今後の教育政策に関する基本的な方針

- 本計画においては、前述の生涯にわたる「可能性」と「チャンス」の最大化に向けた視点と、教育政策を推進するための基盤に着目し、以下の五つの方針により取組を整理する。
 1. 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
 2. 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
 3. 生涯学び、活躍できる環境を整える
 4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
 5. 教育政策推進のための基盤を整備する
- 教育政策の展開に当たっては、スポーツ・文化芸術・科学技術に関する政策や、子供・若者に関する政策、福祉政策、保健・医療政策、労働政策、租税政策など他分野の政策とも連携を図りつつ、国においては関係府省が、地方公共団体においては教育委員会と他の部局が一体となって取組を進めていくことが必要である。同時に、課題の複雑化、困難化等を踏まえ、政府や大学等、企業、NPO など様々な主体が連携・協働する必要がある。
- また、地方公共団体においては、国の計画を参酌しつつ、教育に関する計画の策定に努めることが求められており、国は地方公共団体と相互に連携を図り、優良事例の横展開等により効果的な施策を推進することが重要である。
- さらに、教育施策を効果的かつ着実に進めるとともに、教育政策の意義を広く国民に伝え、理解を得る上でも、施策の目的に照らして求める成果を明確にするとともに、客観的な根拠（エビデンス）を整備して課題を把握し、評価結果をフィードバックして既存の施策や新たな施策に反映させるといった、客観的な根拠に基づくPDCAサイクルの確立をさらに進めていくことが必要である。
- 施策の評価に当たっては、施策の目的や性質に応じた評価を実施するとともに、短期的視点での結果追求のみにならないように留意しつつ、取り組んでいくことが重要である。

1. 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する

(確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成等)

- 複雑で予測困難な社会であるからこそ、変化を前向きに受け止め、社会や人生、生活を、人間ならではの感性を働かせてより豊かなものにするこ
とや、複雑化・多様化した現代社会の課題に対して、主体的な学びや多様
な人々との協働を通じ、その課題解決につながる新たな価値観や行動を生
み出すこと等が求められている。これまでの教育の中で育まれてきた「生
きる力」や、その中で重視されてきた知・徳・体の育成の現代的な意義を
改めて捉え直し、夢と志を持って可能性に挑戦するために必要な力を確実
に育んでいくことが重要である。
- 近年、幼児期の教育がその後の学力や運動能力に与える影響や、大人に
なってから生活への影響に関する研究が進展しており、幼稚園や保育所、
認定こども園の区分や設置主体の違いに関わらず、全ての子供が健やかに
成長できるよう、幼児期から質の高い教育を提供することの重要性が高ま
っている。
- 初等中等教育段階における、2030年以降の社会の在り方を見据えた育成
すべき資質・能力については、「何を理解しているか、何ができるか」、「理
解していること・できることをどう使うか」「どのように社会・世界と関わ
り、よりよい人生を送るか」という三つの柱で確実に育成するため、新学
習指導要領の周知・徹底及び着実な実施を進める⁵¹。その際特に、主体的・
対話的で深い学びの視点からの授業改善（「アクティブ・ラーニング」の視
点からの授業改善）を推進することや、カリキュラム・マネジメントを確
立することなどが重要である。
- また、質の高い教育の提供に向けたきめ細やかな指導の充実や、子供た
ち一人一人の状況に応じた教育の推進に取り組むとともに、一人一人がこ
れからの厳しい時代を乗り越え、新たな価値を創造していくためには、「真
の学ぶ力」（学力の3要素⁵²）を身に付けることが必要となる。この力を初
等中等教育から高等教育まで一貫して育成する教育を行っていくことが求
められていることを踏まえ、新学習指導要領の実施や大学入学者選抜改革、
大学教育改革などの高大接続改革を着実に進める必要がある。

⁵¹ 資質・能力の在り方については、OECDにおけるキーコンピテンシーの議論や、問題発見・解決能力、21世紀型スキルなど、これまでも多くの提言が国内外でなされてきた。新学習指導要領においては、こうした議論の蓄積を参考に
して、育成すべき資質・能力を三つの柱で育成することとしている。

⁵² 「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」
(答申)(平成26年12月22日 中央教育審議会)、高大接続システム改革会議「最終報告」(平成28年)において
は、社会で自立して活動していくために必要な力という観点から(1)十分な知識・技能、(2)それらを基盤にして
答えが一つに定まらない問題に自ら解を見いだしていく思考力・判断力・表現力等の能力、(3)これらの基になる主
体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を「学力の3要素」と定義している。

- 確かな学力に加え、子供の健やかな成長のためには、豊かな心を育むことが不可欠である。このため、豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感・自己有用感、他者への思いやり、対面でのコミュニケーションを通じて人間関係を築く力、困難を乗り越え、物事を成し遂げる力、公共の精神等の育成を図るとともに、日本の伝統や文化を継承・発展させるための教育を推進することが重要である。特に、こうした資質・能力を育む際には教職員と児童生徒との信頼関係が重要である。また、いじめや不登校など生徒指導上の諸課題について、校長がリーダーシップを発揮し、専門家や関係機関・団体、家庭、地域と連携しつつ未然防止と早期発見・早期対応に学校を挙げて取り組むことや、各学校段階を通じて必要な情報を共有すること、さらには社会体験活動や自然体験活動等も含め、児童生徒の多様な体験活動の機会を充実し、一人一人が自らの課題を乗り越えつつ、他者と協働して何かを成し遂げる力を育てることなどが重要である。
- さらに、体力は人間の活動の源であり、健康の維持といった身体面のほか、意欲や気力といった精神面の充実にも大きく関わっている。このため、子供の頃から各教育段階に応じて体力の向上、健康の確保、食育の充実を図ることが重要である。

(問題発見・解決能力の修得)

- 高等教育段階においては、新たな知識・技能を修得するだけでなく、学んだ知識・技能を実践・応用する力、さらには、自ら問題の発見・解決に取り組む力を育成することが特に重要である。このことを通じて、自主的・自律的に考え、また、多様な他者と協働しながら、新たなモノやサービスを生み出すなど、社会に新たな価値を創造し、より豊かな社会を形成することのできる人材を育成することが重要である。
- 近年、大学進学率の上昇に伴い多様な学生が入学してくる中で、大学教育の質の確保が問題となっており、各大学においては「三つの方針」を実質的なものにするとともに、それに基づく体系的・組織的な教育の充実を図る必要がある。その際、単なる授業改善にとどまらず、卒業後の出口も十分に意識しながら、大学として体系的で組織的な教育活動の展開、問題の発見・解決に向けた学生の能動的・主体的な学修を促す取組の充実、教員と学生の対話に基づいた教育の推進、学修成果の可視化やPDCAサイクルによるカリキュラム・マネジメントの確立等に取り組むことが必要である。
- 特に、大学教育を通じて「学生が何を身に付けたか」という観点を一層重視するとともに、いかなる評価の基準や方法に基づいて、個々の学生の学修成果の把握・評価を行い、大学として卒業を認定・学位を授与したかについて、社会に対して説明責任を果たすことが求められる。

- また、高等教育機関が経済社会の急速な変化に対応した教育を提供するための教員の多様性・流動性の向上や、学生が必要に応じ多様な高等教育機関で多様な科目を受講したり、機関間の移動を円滑に行ったりするなどの流動性の向上に向けた方策の検討、さらに、各機関の資源を有効に活用し、効果的・効率的に教育の質を高めていくため、各機関が有している資源を共有しながら教育研究を行う方法等についても検討を行う必要がある。

(社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成)

- 変化が激しく将来が展望しにくい状況において、社会的・職業的自立を実現するためには、一人一人が自己の生き方や働き方について考えを深め、職業生活や日常生活に必要な知識や技能、技術を主体的に身に付けることが一層重要となる。
- このため、幼児教育から高等教育までの各学校段階において体系的・系統的なキャリア教育を推進するとともに、高等学校段階以降においては、地域や産業界との連携の下、職業において求められる知識や技能、技術に関する教育の充実を図り、今後の社会的・職業的自立の基盤となる基礎的・汎用的能力や、生涯にわたり必要な学習を通じて新たな知識や技能、技術を身に付け、自らの職業人生を切り拓いていく原動力を育成することが重要である。
- その際、特に高等教育段階においては、今後の成長分野で必要とされる人材の育成や、多様な課題に対応し、解決を図るための実践的・創造的な職業能力の育成についても重視する必要がある。とりわけ、新たに創設された専門職大学・専門職短期大学の制度の活用により、高等教育における専門的な職業教育体系の充実を図ることが求められる。同時に、今後実現を目指す超スマート社会 (Society 5.0) においては、人文科学、社会科学、自然科学の分野の枠を超えた協働の中からこそ新たな価値が創出され、人々に豊かさをもたらす源泉となり、職業の在り方にも大きな影響を与えると考えられるところであり、職業教育においても今後こうした分野横断的な視点をより重視することが重要である。

(家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進)

- 家庭教育は、保護者が第一義的責任を有するものであり、子供が安心できる家庭環境づくりが大切である。一方、近年の家庭環境の多様化に伴い、子育てについての不安や孤立を感じる家庭や、子供の社会性や自立心、基本的な生活習慣の育成などに課題を抱える家庭も増加するなど、家庭教育を行う上での課題も指摘されており、地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりが一層求められている。このため、学校や、子育て経験者をはじめとした地域人材など、地域の多様な主体が連携協力して、親子の育ちを応援することや、大人と子供が触れ合いながら充実した時間を過ごすための環

境づくりを推進することが重要である。

- 地域行事への参加やボランティア活動をはじめ、地域社会との様々な関わりを通じて、これからの時代に必要な力や、地域への愛着や誇りを子供たちに育むとともに、地域のコミュニティの核として、地域に信頼される学校づくりを進めるため、学校と地域の連携・協働体制を構築し、地域が人を育て、人が地域をつくる好循環を実現することが、地域の発展の担い手となる人材を育てる観点からも重要である。

2. 社会の持続的な発展を牽引^{けんいん}するための多様な力を育成する

(グローバルに活躍する人材の育成)

- グローバル化の一層の進展が予想される中、日本が抱える社会課題や地球規模課題を自ら発見し、解決できる能力を有したグローバルに活躍する人材の育成が重要である。また、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができるよう、国内外の様々な場において、外国語で躊躇^{ちゅうちよ}せず意見を述べ、他者と交流し、共生していくために必要な力等を育成していくことが重要である。
- このため、初等中等教育から高等教育の各段階に応じた国際化に取り組む高等学校・大学等への支援や英語をはじめとする外国語教育の強化に努めるとともに、豊かな教養や論理的思考力、我が国の伝統や文化への深い理解、世界の多様な文化の中で自他の違いを尊重し合いつつ、コミュニケーションを通じて、ともに問題を発見し解決する能力、困難を乗り越える強い精神力等を育むための教育の充実を図ることが必要である。
- グローバル化への対応は、大都市圏だけの課題ではなく、地域が直接世界とつながる時代の中で、各地域においてもグローバルな視点をもって豊かな地域社会の創造・発展に積極的に貢献しようとする志を持った人材の育成が重要である。
- 意欲と能力のある若者たちが留学の機会を得られるよう、日本人生徒・学生の海外留学を支援するとともに、海外留学の魅力や意義、様々な支援の機会などについて、国が広く情報発信することで、若者の海外留学への機運を高めていくことが必要である。
- また、国際的な人材獲得競争が進む中で、内なる国際化や我が国の成長に向け、優秀な外国人留学生を積極的かつ戦略的に受け入れていくことが以前にも増して重要となっている。優秀な外国人留学生を呼び込むため、外国人留学生の国内企業への就職促進、大学等における国際通用性の高い教育組織・環境の整備や奨学金の戦略的な活用等の受入れ環境の整備を推進し、日本で学ぶ魅力を高める必要がある。

- さらに、日本人学校など海外の様々な文化・環境の中で学ぶ児童生徒や、日本国内で学ぶ外国人児童生徒など、多様な人材の個性を伸ばすための教育の充実が重要である。

(大学院教育の改革等を通じたイノベーション^{けんいん}を牽引する人材の育成)

- 大学院においては、我が国の発展を担う主役として、高度な専門的知識と倫理観を基礎に自ら考え行動し、新たな知を創り出し、その知から新たな価値を生み出して、既存の様々な枠を超えてグローバルに活躍できる人材を、社会と協働して育成していくことが重要である。
- また、Ⅲで述べたような2030年以降の社会を展望すると、技術革新や社会・制度の変革などを通じて新たな価値を創造し、社会におけるイノベーション^{けんいん}を牽引する人材の育成が一層重要となる。
- こうした状況を踏まえ、今後の大学院教育においては、これまでの改革の取組を進めつつ、各分野における専門的知識に加えて、文理の枠を超えた分野横断的な知識の習得、幅広い視野で課題を捉え、様々な技術や情報を使いこなして解決に導く力の育成などを行うことが重要になる。
- また、初等中等教育段階においては、児童生徒等が、学校だけでなく、広く社会の中で、視野を広げ、意欲を高め、様々な分野への知的好奇心や専門性を高める機会を設けるなど、創造性を育む教育を提供することが求められる。
- 高等教育段階においては、研究面において論文数や論文の引用状況から見た日本の地位は低下傾向にあるところ、我が国の持続的な成長・発展を担う高度人材の育成とイノベーション創出に向け、教育の基盤となる研究力の向上や優秀な学生の育成強化などに取り組んでいく必要がある。
- 一方、博士号取得後のキャリアパスが不透明で雇用が不安定な状況であることなどから、「博士離れ」が進んでいる。このことは、我が国の知的創造力を将来にわたって低下させ、学術や科学技術イノベーションを含めた国際競争力の地盤沈下をもたらしかねない深刻な問題であり、早急にその改善に取り組んでいく必要がある。
- また、技術革新に対応するためには、数理・情報教育のすそ野を拡げるとともに、情報分野において、最先端の情報技術を実践的に活用することができる人材育成の推進が重要である。
- さらに、今後の産業構造や社会システムの変化に対応するためには、現場レベルの改善・革新^{けんいん}を牽引するとともに、STEM⁵³等の様々な分野にお

⁵³ Science, Technology, Engineering and Mathematics

いて、高付加価値サービスを生み出すことができる人材を育成していくことも重要である。

- 加えて、技術革新を社会実装につなげ、産業構造改革を促す人材育成に重要な役割を担う、工学系学部・大学院における今後の教育の在り方等についても検討結果を踏まえ、工学系教育改革を着実に実行する必要がある。

(スポーツ・文化等多様な分野の人材の育成)

- 平成 32 (2020) 年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会やその後を見据え、技術革新やグローバル化への対応による社会の持続的な発展といった観点からの人材育成に加え、スポーツや文化芸術の発展を担う人材を育てることが重要である。
- スポーツや文化芸術分野において、優れた才能や個性を見だし、伸ばしていくためには、子供のうちから質の高い専門家に出会う体験の機会の充実などが求められる。
- また、我が国の経済社会の活力を維持し、一層の発展を期すためには、経済発展の先導役となる観光、農業、食、デザイン、ファッション、ヘルスケア、IT・コンテンツなど、我が国の成長分野の発展を担う専門人材を産業界とも連携しながら育成する取組も重要である。

3. 生涯学び、活躍できる環境を整える

(人生 100 年時代を見据えた生涯学習の推進)

- 人生 100 年時代においては、全ての人が生涯を通じて自らの人生を設計し、学び続け、学んだことを生かして活躍できるようにすることが求められる⁵⁴。
- 今後、生涯にわたり必要な知識や技能、技術を学び、活用し、知的・人的ネットワークを構築し、人生の可能性を広げて新たなステージで活躍するというサイクルを実現し、人生を豊かに生きられる環境を整備することが不可欠となる。
- 生涯学習の推進に当たっては、若者から高齢者まで多様な世代が学び始めるきっかけづくりや学習成果の可視化、仲間とつながりながら楽しく学び、活動できる環境などの動機づけが重要である。また、年齢を重ねるにつれ、一般的に体力や短期的な記憶力は低下するが、言語能力や日常の問題を解決する能力は伸びていくとの研究もなされており、年齢とともに低

⁵⁴ 「教育・生涯学習に関する世論調査(平成 27 年度)」(内閣府)によると、我が国において、社会人になった後も、学校(大学、大学院、短期大学、専門学校等)で学んだ経験のある者は約 19%、今後学んでみたいという人は約 30%となっている。

下しがちな体力・能力を維持向上しつつ、伸びる能力を更に伸ばしていくことが重要である。

(人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進)

- 少子高齢化や人口減少など、社会を取り巻く環境が急激に変化する中、今後の社会教育には、地域コミュニティの維持・活性化への貢献や、全ての住民が地域社会の構成員として社会参加できるような社会的包摂への寄与、社会の変化に対応した学習機会の提供が期待され、その重要性は更に高まっていくと考えられる。
- 様々な環境変化に対応し、人々が孤立することなく生きがいを持って社会に参加し、地域社会の活力を維持・向上させることとなるよう、人々の暮らしの向上と社会の持続的発展に向けた地域課題解決のための学びの推進を図る必要がある。その際、学習活動の拠点となる社会教育施設の効果的な活用や、地域の学校や大学等と社会教育施設との連携が重要である。

(職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進)

- 人生 100 年を見据えたライフサイクルの中では、若年期に身に付けた知識や技能のみでもって、生き抜くことは不可能となる。長い人生を生きるためには、生涯を通して知識と時代の変化に応じたスキルの獲得に投資できるよう「いつでも、どこでも、何度でも学べる環境」をつくることが重要である。
- こうした学びの継続・学び直しを進めていくためには、社会に開かれた高等教育を実現していくことが必要である。大学における公開講座の受講者数は、近年増加傾向にあるものの、大学・専修学校における社会人受講者の割合⁵⁵は1割程度にとどまっており、教育を提供する側において、社会のニーズに合った教育内容・方法への改善を図ることに加え、教育を受ける側、受講生を送り出す側の観点からも、生涯を通じた学びを推進する環境を整備していく必要がある。
- また、社会人の学びの継続・学び直しを推進する観点から、専修学校等において専門的職業分野に関する多様な教育機会を提供していくことも必要であり、社会・産業ニーズに即応しつつ多様な教育を柔軟に展開する強みを活かし、地域の産業人材の育成を進めていくことが重要である。
- さらに、産業構造が急速に変化する中、学士課程や修士課程を修了した社会人が、大学院という最先端の研究活動が行われる場で、自らの能力をさらに向上させて博士号を取得するなど、国際的にも競争力ある人材へ

⁵⁵ 大学の正規課程や履修証明プログラム、科目等履修制度・聴講生制度及び専修学校の正規課程や附帯事業の受講者のうちの社会人受講者の割合を示す。(社会人受講者数：大学(学士課程)、短期大学は25歳以上の数、大学院は30歳以上の数で推計値。一部、就業者・主婦・高齢者等で職業に従事していない者の数を含む。)

向けた学び直しを促進していくことも重要となってくる。

(障害者の生涯学習の推進)

- 障害者権利条約の批准等も踏まえ、障害者が、その一生を通じて自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて教育やスポーツ、文化等の様々な機会に親しむための支援に取り組むことが重要である。
- このため、関係府省や、地方公共団体等が連携し、特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、就労をはじめとする社会参加までの切れ目ない支援体制の整備を推進するとともに、学校卒業後における障害者の学びの支援や、障害者の継続的なスポーツの実施促進、文化芸術活動の振興などに取り組んでいく必要がある。

4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する

(家庭の経済状況や地理的条件への対応)

- 幼児期の教育は、生涯にわたる学びと資質・能力の向上に大きく寄与するものであり、幼稚園・保育所等の全ての子供が質の高い教育を受け、共通のスタートラインに立つことができるようにする必要がある。また、公教育の質を向上させるとともに、家庭の経済状況等にかかわらず、高等学校にも、専修学校、大学にも進学できる環境を整えなければならない。
- 高等教育は、多くの国民が修学し、知識や技能を身に付けるためのインフラとなってきたおり、高等教育機関への進学率は、現在は約8割にまで高まっている。意欲と能力のある若者が、家庭の経済事情にかかわらず、質の高い教育を受けられるよう、高等教育を真に開かれたものにしていくことが重要である。
- また、経済的困難を抱える家庭の子供もしっかりとした学力を身に付けることができるよう、学校を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付け、学校教育による学力保障を図るとともに、学校を窓口とした福祉関係機関等の担当者との連携、幼児期から高等教育段階までの切れ目のない経済的支援、地域住民等の協力による学習支援等の総合的な対策を進めることが重要である。
- さらに、困難を抱える親子の増加に対応するため、親に対する学習の機会の充実を図るとともに、読書や自然体験活動等の経験が十分でない家庭に対し、地域の多様な教育資源を効果的に活用し、親子の状況等に応じたきめ細かな対応を行っていくことが重要である。加えて、関係機関と連携し、生活上の困難解決に向けた支援や必要な栄養摂取が十分でない子供への支援等を進めていくことも重要である。

(多様なニーズに対応した教育機会の提供)

- 一人一人が豊かな生活を送り、また、公平公正で活力ある社会を実現する上で、障害の有無や、日本語指導の必要性、不登校や高校中退など、多様な観点からのニーズに対応した教育機会の提供が必要である。また、教育の場において、個人の性的指向や性自認の多様性に適切に配慮することも求められる。
- 障害のある子供について、一人一人の障害の状態やニーズに応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に必要な力を培う特別支援教育の推進が必要である。併せて、地域や社会との連携の推進や多様化する個々の希望を踏まえた進路指導など、適切な指導や支援を切れ目なく提供するとともに、学校卒業後における障害者の学びの支援や、障害者の継続的なスポーツの実施促進、文化芸術活動の振興などに取り組むことが重要である。
- また、グローバル化の進展によってますます増加することが見込まれる、海外に在留した後に帰国した児童生徒や、外国人児童生徒など、日本語指導が必要な子供についても、海外における学習・生活体験を活かしつつ国内の学校生活に適応することができるよう指導を行う必要がある。
- さらに、家庭環境や学校生活に複合的な課題を抱える子供や、子育てをしながら学業の継続を希望する者など、多様なニーズのある者に対して、そのニーズを早期に発見し、年齢階層で途切れることなく、関係機関・団体が連携して継続的に対応することが重要である。
- 加えて、社会において自立的に生きる基礎となる義務教育について、様々な事情により十分に受けることができなかつた人々に対し、年齢等に関わりなく、多様な学習活動の実情を踏まえた教育機会の確保等を進めることや、若者の社会的自立に向け、不登校や高校中退者等の様々な背景に対応した学習相談・支援等に取り組むことが求められる。

5. 教育政策推進のための基盤を整備する

(教育政策推進の基盤)

- 基本的な方針の1～4までに述べた教育政策を推進するためには、学校指導体制の整備やICTの利活用の促進、安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革、大学の財政基盤の確立や各高等教育機関の機能強化、日本型教育の海外展開など、良好で質の高い基盤を整備することが重要である。

(新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等)

- 新しい教育課程の実施を含めた次世代の学校教育は、教職員の在り方にかかっており、障害のある子供や日本語能力が十分でない子供への対応をはじめとした個々の課題に適切に対応しつつ、社会に開かれた教育課程の実現等による質の高い教育の提供に向け、小学校における専科指導をはじめとする学校の指導体制を整備していくことが必要である。
- 日本の教師は、教科の指導や生徒指導、部活動などを一体的に行っており、その教育方法は国際的にも高く評価されているが、負担も大きいことが指摘されている。教師一人一人が持っている力を高めるとともに、限られた時間で専門性を発揮し、授業をはじめとした学習指導、学級経営、生徒指導等をこれまで以上に創意工夫を生かして効果的に行うことができるようにするためにも、学校現場における業務の役割分担・適正化を図っていくことが必要である。あわせて、複雑化・多様化する課題に対応しつつ教育の質を保証し、社会に開かれた教育課程を実現していくためにも、多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担し、組織的・協働的に諸課題の解決に取り組む力を育成するなど、新しい時代の教育を担うための教師を養成するとともに、教師が一人で課題を抱えることなく、教職員や専門家等が連携して取り組むため、チームとしての学校を実現するための体制を構築することが必要である。
- あわせて、学校・家庭・地域がそれぞれの立場から子供の教育に責任を持ち、それぞれの教育機能をいかに発揮し、相互に連携協力しながら子供を支え、育むことが重要である。
- こうした学習指導体制の整備を基軸としながら、各学校において子供の目線も踏まえ創意工夫をこらした特色ある学校づくりを行っていくことが必要である。
- あわせて、教職生活の全体を通じて学び続ける教師を支援するため、教職大学院における現職の教師の教育・研修機能の強化を推進するなど教員研修の充実を図り、教師の資質・能力の向上を図ることが重要である。

(子供の健康や安全を守るための関係者の連携の推進)

- 昨今の児童生徒をとりまく諸課題の状況等を踏まえると、メンタルヘルス、アレルギー疾患等の健康課題や、自然災害、交通事故、犯罪、国民保護等の非常時の対応等の安全上の課題など、学校だけでは対応が困難な課題が数多くある。教育委員会、首長部局、医師会、歯科医師会、薬剤師会、学校保健会、警察等が連携し、例えば学校保健に関し、児童生徒の健康を守るために関係者が協力して取組を進める仕組みを構築するなど、それぞれが専門性を生かしつつ、組織の壁を超えて学校の課題解決に取り組むことが重要である。

(ICT の利活用のための基盤の整備)

- 情報活用能力の育成、デジタル教科書の開発・活用の推進を含む ICT を活用した効果的な授業の実現及び教職員の業務負担軽減など、授業・学習面と校務面の両面で ICT の積極的な活用を推進するとともに、情報セキュリティの確保を前提としつつ、学習者用コンピューターが無線 LAN 経由でインターネットを利用できる環境の整備や、統合型校務支援システム⁵⁶の導入・普及を加速化するなど、必要な ICT 環境整備を確実に進めていくことが必要である。ICT の利活用は、障害のある児童生徒等に対する合理的配慮の提供の観点からも重要である。また、大学においても、教育研究活動の基盤となる ICT 環境の整備に際して、情報セキュリティの確保を進めることが重要である。
- 教育の情報化を加速するためには、国、地方公共団体、学校、家庭の役割を明確にし、それぞれの責任を果たしていくことが必要である。特に学校の ICT 環境については、地域や学校によってその整備状況に大きな差異が生じているのが現状である。今後、教育上・指導上の多面的な成果も考慮しながら、必要なときに、児童生徒一人一台の学習者用コンピューター環境で授業が行えるようにするために必要な ICT 環境整備を進めていくことが求められる。
- 大学教育については、学生が主体的に学修するアクティブ・ラーニングへの展開を図るなど、教育の質向上の観点とともに、グローバルに進展している教育研究のオープン化に対応し、大学の知を広く国内外に発信する観点からも ICT の利活用を推進することが求められる。

(安全・安心で質の高い教育研究環境の整備)

- 学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、地域コミュニティの拠点であり、災害時には避難所ともなることから、その安全性を確保することは極めて重要である。
- 国公立学校施設の耐震化はおおむね完了した一方で、老朽化が深刻化しており、安全面・機能面の両面において、計画的な対応が必要である。老朽化対策の実施に当たっては、教育内容・方法の変化への対応なども踏まえることが必要である。なお、科学技術イノベーションの基盤である国立大学等施設の老朽化対策に当たっては、改修後の維持管理コストの削減等に資する施設の戦略的リノベーションを行うことが必要である。
- また、私立学校施設については、国公立と比べ耐震化が大幅に遅れており、耐震化の早期完了が喫緊の課題である。さらに、私立大学等については、教育研究環境の整備等を通じて、各大学等の建学の精神に基づく多様

⁵⁶ 教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステム。

で特色ある教育及び研究の一層の推進を図ることが求められる。

- 児童生徒等が安全で安心な環境下で学ぶためには、施設面の整備に加えて、自らの安全を守るための能力を育成する安全教育や、安全管理、家庭・地域と連携・協働した学校安全の推進が必要である。その際、大規模な自然災害や、交通事故、犯罪、国民保護等の非常時の対応等、近年の安全上の課題に応じた対策の推進が必要である。
- 質の高い学びを実現するためには、学校教育において、前述の ICT 環境整備等に加え、教材、学校図書館の整備の充実を図る必要がある。また、社会教育において、地域の実情に応じた多様な学習機会の提供や社会教育施設等の教育環境の充実に向けた取組を推進することも重要である。

(私立学校の振興)

- 我が国の教育の大きな特徴は、私立学校が建学の精神に基づく多様な人材育成や特色ある教育研究を展開し、公教育の大きな部分を担っていることであり、私立学校の振興は決定的に重要である。
- このため、私学助成の性格を踏まえた上で支援を行いつつ、私立学校の特色の発揮と質的充実に向けた支援及びメリハリある配分を強化することが重要である。また、寄附金収入その他の民間資金を自主的・積極的に調達するための環境の整備や、各学校法人が、経営環境の厳しい中、経営状況を的確に分析し、自主的な早期の経営判断を行うよう必要な支援を実施するなど、私立学校の教育研究環境の整備に向けた取組を推進することが重要である。

(教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革)

- 本格的な人口減少社会において、一人一人の実りある生涯と我が国の持続的な成長・発展を実現するためには、高等教育機関の基盤的な教育と研究とが、両輪となり機能を発揮することで、人材育成と知的創造活動やイノベーション創造の中核として一層重要な役割を果たすことが求められる。また、地方創生の実現の観点からも、高等教育の果たす役割は大きい。このため、経済社会の要請に応え、高等教育機関が求められる役割を真に果たすことができるよう、評価に基づく資源の再配分を進めつつ、各機関の役割・機能の強化や教育研究の質の一層の向上を図るとともに、地域における高等教育の機会の確保を図っていく必要がある。
- これまで、国立大学については、「国立大学経営力戦略」（平成 27 年 6 月）に基づき、自己改革に積極的に取り組む大学に対する運営費交付金の重点配分等による大学改革の加速化や、世界最高水準の教育研究活動を目指した大学運営を行うこととする「指定国立大学法人制度」の創設、国立大学法人が保有する資産の有効活用のための規制緩和等を進めてきた。また、公立大学についても、公立大学法人の制度化により、自主自律的な

環境の下で魅力ある教育研究を展開できるための予算・人事等の規制緩和、社会貢献の拡大等を進めてきた。私立大学についても、学校法人のガバナンス、財政基盤の在り方及び経営困難な状況への対応、私学助成を通じた自らの特色を生かした改革の促進をはじめ、私立大学等の振興に関する総合的な検討を実施し、社会の要請と期待に応えるため、私学助成を通じ、多様な特色の発揮と質的充実に向けた取組や、改革を進めるためのメリハリある資金配分等を進めていくことが求められる。こうした国公立大学の教育研究の向上につながる改革や取組を、引き続き進めていく必要がある。

- 高等教育全体としては、各高等教育機関がそれぞれの位置付けや期待される役割・機能を十分に踏まえた教育や研究を展開し、学修者の多様な需要に応えるとともに、特に、①新たな価値創出の基盤となる創造的な教育研究の高度化、②社会の変化、地域や産業界の多様な要請を踏まえた実践的な教育の充実の二つの機能の充実を目指すことが重要となる。
- 特に、各機関の使命や社会のニーズを真に踏まえた高等教育の実現や、地域における高等教育機関の教育機能の維持・向上のためには、既存の学部・学科等の構成や教育課程の見直しを促進するための方策はもとより、高等教育機関間、さらには高等教育機関と地方公共団体・産業界との連携の強化に関する方策も含め、地域における質の高い高等教育機会を確保するための抜本的な構造改革の在り方について検討することが必要である。
- その際、今後の高等教育全体の規模や分野別・産業別の人材育成の需要の状況についても十分に考慮するとともに、国公立の設置者別の役割分担の在り方や、国公立の設置者の枠を超えた連携・統合の可能性についても検討を行うことが必要である。
- さらに、高等教育のユニバーサル・アクセスを進める上で、障害のある学生や社会人など多様な学生のより積極的な受入れに取り組むことや、学生や社会等の多様なニーズにこれまで以上に的確に対応したきめ細やかな学生相談やメンタルヘルス対策、修学・就職指導、キャリア形成支援などの学生支援の推進に取り組むことなどにより、生涯を通じた人材育成の場としての大学の機能を高めることが求められる。
- あわせて、変化への対応や価値の創造等を実現するための学修の質の向上に向けた制度等の在り方について、設置基準、設置審査、認証評価、情報公開の在り方を含め、総合的かつ抜本的に検討することが必要である。特に、認証評価制度においては、評価における社会との関係強化、評価の効率化、国立大学法人評価や設置計画履行状況等調査など他の質保証制度との連携等についても改善を進める必要がある。その際、評価の国際化の状況にも留意しつつ、検討することが重要である。

- また、厳しい財政状況の中、各機関においては、人件費や研究費等を確保するため、多様な収入源を確保し、財政基盤の確立を図るなど、大学等の経営力の強化についても検討することが必要である。
- 大学院は、高度な専門的知識を基礎に自ら考え行動する人材の育成や、新たな知・価値を創造し、グローバルに活躍する人材の育成という意味から、我が国の未来を牽引する重要な役割を担っており、その在り方についてもさらに検討を行い、取組の充実を図ることが必要である。

(日本型教育の海外展開と我が国の教育の国際化)

- 知・徳・体のバランスのとれた力を育むことを目指す初等中等教育や、質の高い理数系教育、高等専門学校や専修学校に代表される産業人材育成などの日本型教育には、近年、諸外国からも高い関心が示されている。日本型教育の海外展開は、海外から日本に来て直接学んでもらうためのきっかけとなり、諸外国との強固な信頼・協力関係の構築、我が国の教育機関の国際化の促進、日本の教育産業等の戦略的な海外進出の促進、ひいては我が国における教育政策推進の後押しとなることから、こうした取組を積極的に進めていくことが重要である。
- また、社会のグローバル化が進む中、国際交流・協力を推進するための国内の教育環境・基盤の整備や、諸外国との教育に係る人材交流の強化などの我が国の教育の国際化を推進することが求められる。

V. 今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点

1. 客観的な根拠を重視した教育政策の推進

- 教育政策を推進するに当たっては、法令を遵守するとともに、より効果的・効率的な教育政策の企画・立案等を行う観点や、国民への説明責任を果たす観点から、客観的な根拠を重視した行政運営に取り組んでいくことが重要である。
- 教育政策は、幼児、児童、生徒及び学生の成長や可能性の伸長等を目指して行われるものであり、一人一人の様々な教育ニーズを踏まえて、教育活動が行われる。このため、成果は多様であり、その評価は多角的な分析に基づくべきものであることに留意する必要がある。
- また、他の政策分野と比較して、成果が判明するまでに長い時間を要するものが多いこと、成果に対して家庭環境など他の要因が強く影響している場合が多く、政策と成果との因果関係の証明が難しいものが多いことなどの特性があることにも留意し、研究者や大学、研究機関など、多様な主体と連携・協力しながら、数値化できるデータ・調査結果のみならず、数値化が難しい側面（幼児、児童、生徒及び学生等の課題、保護者・地域の意向、事例分析、過去の実績等）についても可能な限り情報を収集・分析し、あるべき教育政策を総合的に判断して取り組むことが求められる。

（教育政策の PDCA サイクルの推進）

- 各施策を効果的かつ効率的に実施するとともに、教育政策の意義を広く国民に伝え、様々な社会の構成員の参画の促進等を図るためにも、目標の達成状況を客観的に点検し、その結果を対外的にも明らかにするとともに、その後の施策へ反映していくことで実効性のある PDCA サイクルを確立し、十分に機能させる必要がある。
- その際、全国的な教育の機会均等や教育水準の維持向上と併せて、各地域において異なる実情やニーズに応じて最適な対応がなされるよう、国と地方公共団体が適切な役割分担の下に互いに連携・協力をしたり、それぞれの地方公共団体が相互に情報交換等を行ったりしながら、取り組んでいくことが重要である。

（教育政策の企画・立案段階）

- 教育政策の企画・立案段階においては、政策の目標と具体的な施策を総合的かつ体系的に示すことが重要である。このためには、いわゆるロジックモデルの活用も有効である。過去の取組のフォローアップを通じて明らかになった課題等を踏まえつつ、客観的な根拠を重視して企画・立案を行うとともに、企画・立案段階から、目標の達成状況に関する指標設定等を

通じ、客観的な根拠を把握し生かす仕組みを組み込んでおくことが重要である。

(教育政策の実施段階)

- 客観的な根拠を重視した施策を展開するため、以下のような観点を重視する必要がある。
 - ・ 各施策の進捗状況に関する毎年のフォローアップや政策評価の結果、各種調査結果等を踏まえ、必要な改善を図りつつ、総合的・体系的な観点から着実に実施する。
 - ・ 客観的な根拠を重視した施策展開を具現化するため、教育活動の多様な成果を多角的に分析するとともに、数値化できるデータ・調査結果のみならず、数値化が難しい側面も含め、現場感覚を持つて的確に状況を把握し、そこから得られた問題意識や政策ニーズを適切に反映させた企画立案等を行うことのできる行政職員を育成する⁵⁷。
 - ・ 国と地方公共団体とで、多角的な分析に基づいて、企画・立案などを行った先進事例等に関する意見交換や情報交換を進め、客観的な根拠を重視した施策を推進する。

(教育政策の評価・改善段階)

- 政策の評価段階においては、指標の活用等により、各目標の進捗状況を検証、評価する。教育振興基本計画のフォローアップに際しては、政策評価との整合性を持って実施するよう連携を進めることが重要である。
- 政策の評価に当たっては、関連の深い複数目標間で達成状況を比較したり、相関関係を分析したりするなど、目標横断的な視点からの分析にも留意する必要がある。
- 政策の評価の結果を踏まえ、より効果的・効率的な施策の実施へと改善を図ること、さらには、次期の教育振興基本計画につなげることで、不断の検証改善サイクルの確立を図ることが必要である。
- 政策の評価に当たっては、同種の評価や調査等が重複し、施策担当や教育現場の負担が過度に生じることのないようにすることが重要である。

(客観的な根拠を重視した政策推進の基盤形成)

- 客観的な根拠を重視した政策の推進を図るためには、行政組織としての

⁵⁷ 育成が必要な資質・能力としては、客観的な根拠（調査、統計、資料）の収集、加工等の方法、政策立案・検証の方法、多様な分析の視点となる学術的な知識を想定している。育成に当たっては、国等が行う講習会や、放送大学を活用するとともに、地方公共団体や教育現場との人事交流や、地方公共団体等における研修の機会の提供、現場感覚のある職員との交流等も重視する必要がある。

体制整備が重要である。

- このため、あるべき教育政策を総合的・多角的に判断して、客観的な根拠に基づく政策ビジョンを形成する等、教育政策に関する EBPM⁵⁸を推進する体制を文部科学省に構築するとともに、国立教育政策研究所における、客観的な根拠に基づく政策に資する研究を進める体制整備を進める必要がある。
- また、総合的・多角的な情報分析に基づく政策立案等のための基盤づくりのため、多様な分野の研究者との連携を強化しつつ、総合的・多角的な分析を可能とするための情報収集等に関する省内ガイドラインの整備や、国による調査の内容・方法の抜本的改善⁵⁹、データの一元化、提供体制等に関する改革等に取り組むことが必要である⁶⁰。

2. 教育投資の在り方

(1) 教育投資の意義

- 教育は、個人の社会的自立の基礎を築き幸福を実現するもの（例：知識技能や社会性などの獲得を通じた失業リスクの軽減、所得向上、健康増進など）であると同時に、教育の成果は、教育を受けた本人のみならず広く社会全体に還元され、社会の安定や維持・発展の原動力となる（例：社会全体の知的ストックの増大による経済活性化、所得分配の公平化による格差是正、社会の安定性確保、社会的課題の解決、更なる知的活動の増進など）⁶¹。
- また、Ⅲで記したように、これからの社会における重要なテーマである人生 100 年時代や超スマート社会（Society 5.0）の実現に向けては、教育が果たしていく役割はこれまで以上に大きく、全ての人の「可能性」と「チャンス」を生涯を通じて最大化する教育を実現するため、教育への効果的

⁵⁸ 証拠に基づく政策立案（Evidence-based Policymaking）。政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）等において、EBPM 推進体制の構築を図ることとしている。

⁵⁹ 学校保健統計調査における報告者の負担抑制等、第Ⅲ期「公的統計の整備に関する基本的な計画」等に基づく文部科学省で実施する統計調査の改善を図る。

⁶⁰ インタビューや文献による調査、縦断調査や経年調査等について、外部機関の活用も含め、教育現場の負担にも配慮しながら、調査に応じた適切な方法を検討して実施するなど、調査内容・方法を抜本的に改善することが必要である。また、新たなデータ創出や、より質の高い PDCA サイクルの推進につながるといった観点からも、EBPM の前提となるデータの一元化・提供体制等に関する改革を推進するため、以下のような取組を進める必要がある。

① 文部科学省、国立教育政策研究所、国会図書館文部科学省支部の保有する各種調査・研究に関するそれぞれのデータの一元化

② データ提供窓口の一本化・外部のデータアーカイブとの連携によるデータ提供体制の改善

③ データの種類に応じた貸与手続きに関するガイドラインの策定による二次利用手続きの簡素化

④ 省内の各種調査等のデータの電子化の推進

⑤ 各地域におけるデータの電子化の促進

⁶¹ ここでいう「投資」の効果には、例えば、所得の向上や税収の増加、経済・産業の国際競争力向上、社会保障費等の支出抑制、知識技能・規範意識の育成、社会の安定性・一体性の確保、治安の改善など、「経済的效果」のみならず「社会的効果」も含まれ、広範な直接的あるいは間接的な効果が想定されることに留意が必要である。

な投資を図る必要がある。

- 教育への投資は個人及び社会の発展の礎となる未来への投資であり、必要な教育投資については、学習者本人のみならず社会全体で確保することが必要である。
- その際、教育投資には、国や地方公共団体による公財政支出、家計による負担に加え、様々な形での寄附や、広い意味では、社会関係資本を基盤としたボランティアなどの人的貢献、企業の教育面における CSR 活動など民間団体等の自発的取組などが含まれることに留意が必要である。
- 特に、我が国は、諸外国と比較した場合、寄附が少ない現状にあり、教育機関においても寄附を行おうとする個人・企業・団体等の意欲を喚起するよう努めることなどにより、寄附文化を醸成する必要がある⁶²。また、今日においては、かつて地域コミュニティなど学校以外が担っていた教育的な機能が弱くなっており、その分、学校に求められる役割が大きくなりがちとの指摘もある。このような点も踏まえつつ、社会全体で教育を支える環境を醸成することにより、教育への投資の充実を図る必要がある。

(2) 第2期計画までの教育投資の状況

- 第2期計画においては、今後の教育投資の方向について、直面する教育上の諸課題に対応するため、特に
 - ・協働型・双方向型学習など質の高い教育を可能とする環境の構築
 - ・家計における教育費負担の軽減
 - ・安全・安心な教育研究環境の構築（学校施設の耐震化など）の諸点を中心に教育投資の充実を図ることとされた。また、教育の再生は最優先の政策課題の一つであって、欧米諸国を上回る質の高い教育の実現を図ることが求められていることなどを踏まえ、「OECD 諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考」とし「必要な予算について財源を措置し、真に必要な教育投資を確保していくことが必要」であるとされた。
- また、平成 27 (2015) 年 7 月には、教育再生実行会議により「教育立国実現のための教育投資・教育財源の在り方について（第8次提言）」（以下「第8次提言」という。）が取りまとめられた。第8次提言においては、教育投資の効果や社会が抱える課題を踏まえ、これからの時代に必要な教育投資について、「(1) 全ての子供に挑戦の機会が与えられる社会を実現する、(2) あらゆる教育段階を通じて「真の学ぶ力」を培う、(3) 「真の学

⁶² 寄附金総額の対 GDP 比は、日本 0.18%、米国 2.01%、英国 0.75%となっている（いずれも 2011 年の数値、内閣府公表資料）。また、我が国の大学の収入に占める寄附の割合は、国立 2%、公立 1%、私立 1%であるが（2015 年度の数値）、米国は州立で 2%、私立で 11%（2014 年）、ドイツは州立で 17%、私立で 5%（2013 年）、英国が州立で 1%（2015 年）となっている。（文部科学省調べ）

ぶ力」を基に、実社会で活躍できる資質・能力を育成する、(4) 学校が地域社会の中核になる」の4つの観点が示されるとともに、「幼児教育の段階的無償化及び質の向上」、「高等教育段階における教育費負担軽減」については、優先して取り組む必要があるとの提言がなされた。

- これらを踏まえた取組の結果として、「Ⅱ. 教育をめぐる現状と課題」の「1. これまでの取組の成果」において述べたような種々の成果が挙がってきている。特に、第2期計画において教育投資の中心として位置付けられた諸点に関しては、子ども・子育て支援新制度に基づく幼児教育・保育・子育て支援の更なる向上、学校の指導・事務体制の効果的な強化、学修支援環境整備に取り組む大学への支援、幼児教育の無償化の推進、高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金制度の創設、所得連動返還型奨学金制度・給付型奨学金制度の創設、学校施設の耐震化推進などについて、年々財政状況が厳しくなる中であっても必要な財源を確保し、取組を進めてきている⁶³。
- 教育投資に関する国際的な状況について見ると、公財政教育支出総額については、例えば、GDP（国内総生産）比で見た場合、就学前教育段階から高等教育段階までについて、OECD 諸国の平均が 5.3%であるのに対して我が国は 3.5%（いずれも平成 26（2014）年度）となっている⁶⁴。また、在学者一人当たりの公財政教育支出額で見ると、就学前教育段階から高等教育段階までについて、OECD 諸国の平均 9,425 ドルであるのに対して我が国は 8,747 ドル（いずれも平成 26（2014）年度）となっている⁶⁵。また、国民負担率は、OECD 諸国の平均 50.9%であるのに対して、我が国は 42.2%である。こうしたデータは、全人口に占める在学者数の割合、一般政府総支出の国力に対する規模や GDP の規模など様々な要素を勘案する必要があり⁶⁶、単純に判断することはできないが、政府においては、現下の

⁶³ 平成 24（2012）年 9 月には、「社会権規約」（経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約）中、後期中等教育及び高等教育の「無償教育の漸進的導入」に係る既定の適用留保を撤廃しており、高等学校等就学支援金を創設するなど、高等学校等の教育費負担の軽減を図ってきている。

⁶⁴ 教育機関に対する支出と教育機関以外に対する支出の合計の数値である。

⁶⁵ 教育機関に対する支出と教育機関以外に対する支出の合計の数値である。

⁶⁶ <公財政教育支出の GDP 比（平成 26（2014）年度）>

（教育機関への支出と教育機関以外への支出（奨学金等）の合計）

※全教育段階、小学校就学前教育段階は文部科学省による試算

| | | |
|-------------|---------|--------------|
| ・全教育段階 | 日本：3.5% | OECD 平均：5.3% |
| ・小学校就学前教育段階 | 日本：0.1% | OECD 平均：0.5% |
| ・初等中等教育段階 | 日本：2.7% | OECD 平均：3.4% |
| ・高等教育段階 | 日本：0.7% | OECD 平均：1.3% |

（出典）「図表でみる教育（2017 年版）」（OECD）

※国により、各教育段階の制度や対象範囲が異なることに留意が必要。

<在学者一人当たり公財政教育支出（平成 26（2014）年度）（GDP 購買力平価による米ドル換算）>

（教育機関への支出と教育機関以外への支出（奨学金等）の合計） ※文部科学省による試算

| | | |
|-------------|-------------|-------------------|
| ・全教育段階 | 日本：8,747 ドル | OECD 平均：9,425 ドル |
| ・小学校就学前教育段階 | 日本：2,997 ドル | OECD 平均：7,399 ドル |
| ・初等中等教育段階 | 日本：9,231 ドル | OECD 平均：9,211 ドル |
| ・高等教育段階 | 日本：9,620 ドル | OECD 平均：13,148 ドル |

様々な教育課題に対応し、所要の施策を講じるために引き続き必要な教育投資を確保する必要がある。

(3) 教育投資に関する最近の動向

○ 平成 29 (2017) 年 12 月には、「人生 100 年時代構想会議」における議論も踏まえ、政府の「新しい経済政策パッケージ」(以下「政策パッケージ」という。)が取りまとめられた。政策パッケージにおいては、以下のような内容が盛り込まれた。

- ・ 幼児教育の無償化については、子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、一気に加速する。広く国民が利用している 3 歳から 5 歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する。なお、子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、公平性の観点から、同制度における利用者負担額を上限として無償化する。
- ・ 高等教育の無償化については、低所得者層の進学を支援し、所得の増加を図り、格差の固定化を解消することが少子化対策になるとの観点から、また、真に支援が必要な子供たちに対して十分な支援が行き届くよう、支援措置の対象は、低所得世帯に限定する。
- ・ そのうち、授業料の減免措置については、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校((3)においては以下「大学等」という。)に交付することとし、学生が大学等に対して授業料の支払いを行う必要がないようにする。住民税非課税世帯の子供たちに対しては、国立大学の場合は

(出典)「図表でみる教育 (2017 年版)」(OECD), OECD.Stat
※国により、各教育段階の制度や対象範囲が異なることに留意が必要。

<学校教育費等の公私負担割合 (平成 26 (2014) 年度) >

| | |
|--------------|-----------------------|
| ・ 小学校就学前教育段階 | 日本：公費 46%，私費 54% |
| | OECD 平均：公費 83%，私費 17% |
| ・ 初等教育段階 | 日本：公費 99%，私費 1% |
| | OECD 平均：公費 93%，私費 7% |
| ・ 前期中等教育段階 | 日本：公費 94%，私費 6% |
| | OECD 平均：公費 93%，私費 7% |
| ・ 後期中等教育段階 | 日本：公費 82%，私費 18% |
| | OECD 平均：公費 88%，私費 12% |
| ・ 高等教育段階 | 日本：公費 34%，私費 66% |
| | OECD 平均：公費 70%，私費 30% |

(出典)「図表でみる教育 (2017 年版)」(OECD)

※国により、各教育段階の制度や対象範囲が異なることに留意が必要。

<総人口に占める在学者の割合 (平成 26 (2014) 年度) > ※文部科学省による試算

・ 日本：15.2% OECD 平均：21.5%

(出典)「図表でみる教育 (2017 年版)」(OECD), OECD.Stat

<国民負担率・租税負担率 (対所得比) の状況 (平成 26 (2014) 年度) >

・ 国民負担率 日本：42.2% OECD 平均：50.9%

・ 租税負担率 日本：25.0% OECD 平均：36.7%

(出典) 日本：「国民経済計算」(内閣府) 等、諸外国：「Revenue Statistics」「National Accounts」(OECD)

その授業料を免除する。また、私立大学の場合は、国立大学の授業料に加え、私立大学の平均授業料の水準を勘案した一定額を加算した額までの対応を図る。1年生に対しては、入学金についても、免除する⁶⁷。

- また、給付型奨学金については、学生個人に対して支払うこととする。これについては、支援を受けた学生が学業に専念できるようにするため、学生生活を送るのに必要な生活費⁶⁸を賄えるような措置を講じる。在学中に学生の家計が急変した場合も含め対応する。
 - さらに、全体として支援の崖・谷間が生じないように、住民税非課税世帯に準ずる世帯の子供たちについても、住民税非課税世帯の子供たちに対する支援措置に準じた支援を段階的に行い、給付額の段差をなだらかにする。
 - 年収 590 万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化（現行の高等学校等就学支援金の拡充）については、消費税使途変更による、現行制度・予算の見直しにより活用が可能となる財源をまず確保する。（具体的には、平成 29（2017）年度予算ベースで、①住民税非課税世帯については、実質無償化、②年収約 350 万円未満⁶⁹の世帯については、最大 35 万円の支給、③年収約 590 万円未満⁷⁰の世帯については、最大 25 万円の支給ができる財源を確保する。）
 - その上で、消費税使途変更後の平成 32（2020）年度までに、現行制度の平年度化等に伴い確保される財源など、引き続き、政府全体として安定的な財源を確保しつつ、家庭の経済状況にかかわらず、幅広く教育を受けられるようにする観点から、年収 590 万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を実現する。
 - 政策パッケージに充てる 1.7 兆円程度については、幼児教育の無償化等を中心に支出する一方、高等教育への支援については、少子化対策に資する観点から、高額な授業料負担が出生率の向上に関するネックとなっている低所得者層の支援に限定する。
- その後、平成 30（2018）年 6 月には、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」において、幼児教育の無償化の対象範囲や、高等教育の無償化の具体的措置（支援の対象者や大学等の要件等）について、取りまとめがなされた⁷¹。

⁶⁷ 国立大学の入学金を上限とした措置とする。

⁶⁸ 他の学生との公平性の観点も踏まえ、社会通念上常識的なものとする。例えば、（独）日本学生支援機構「平成 24 年、26 年学生生活調査」の経費区分に従い、修学費、課外活動費、通学費、食費（自宅外生に限る。）、住居・光熱費（自宅外生に限る。）、保健衛生費、授業料以外の学校納付金等を計上、娯楽・嗜好費を除く。併せて、大学等の受験料を計上する。

⁶⁹ 市町村民税所得割額が 51,300 円未満をいう。

⁷⁰ 市町村民税所得割額が 154,500 円未満をいう。

⁷¹ 「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）。

(4) 本計画期間における教育投資の方向性

- 平成 30 (2018) 年度からの本計画の期間においては、Ⅱの「教育をめぐる現状と課題」、Ⅲの「2030 年以降の社会を展望した教育政策の重点事項」、Ⅳの「今後の教育政策に関する基本的な方針」に沿って、関係府省が連携し、所要の施策を推進する必要がある。

(政策パッケージ等に基づく教育費負担軽減の着実な実施)

- 「政策パッケージ」や「経済財政運営と改革の基本方針 2018」に盛り込まれた内容は、Ⅳで述べた「今後の教育政策に関する基本的な方針」の「4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する」上で重要な「家計における教育費負担の軽減」の実現に大きく寄与するものであることから、本計画期間においては、その着実な実施が重要な課題であり、必要な制度改正などの取組を行う。

(各教育段階における教育の質の向上)

- あわせて、来るべき人生 100 年時代や超スマート社会 (Society 5.0) の実現などⅢで述べた今後の社会を展望しつつ、世界最高水準の教育を通じた人づくりを推進するためには、就学前教育、義務教育、後期中等教育、高等教育の各段階、さらには、生涯にわたって質の高い学びを重ね、人間の「可能性」を最大化することが必要である。このため、特に、以下のような視点を中心として、各教育段階における教育の質を向上させるために必要な教育投資を確保する必要がある。
- 初等中等教育段階においては、新しい時代に求められる資質・能力の育成に向けた新学習指導要領の円滑な実施や学校における働き方改革の実現を目指し、学校指導體制・指導環境の整備を図る必要がある。特に、子供をめぐる教育課題に学校が適切に対応していくためには、その指導・運営体制を効果的に強化するとともに、地域住民との連携、協働を含めた学校運営の改善を図ることが重要である。
- そのため、適正な勤務時間管理の実施、業務の役割分担・適正化を進めつつ、平成 29 (2017) 年の義務標準法改正による基礎定数化⁷²を着実に進めるとともに、予算の裏付けのある教職員定数の中期見通しを策定し、専門スタッフ・外部人材の活用などを推進すること等も通じて、「チーム学校」を実現していくことが必要である。
- また、学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、地域コミュニティの拠点でもあり、災害時には避難所ともなることから、その

⁷² 義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律 (平成 29 年法律第 5 号) により、従来加配で措置されてきた①障害のある児童生徒への特別の指導 (通級による指導)、②日本語能力に課題のある児童生徒への指導、③初任者研修、④指導方法工夫改善加配 (一部) の教員について、基礎定数化 (①～③については、平成 29 (2017) ～38 (2026) 年度の 10 年間で段階的に実施。)

安全性を確保することが重要である。このため、教育環境の質的向上を図りつつ、長寿命化改修を中心とした計画的な老朽化対策を進めることが急務である。

- 高等教育段階においては、教育の質を保証し、大学等に進学する学生が、組織的・体系的な質の高い教育を受けられるようにするための大学改革を徹底するとともに、大学教育の成果指標の開発と情報公開の推進、教育研究の質的向上のための条件整備を進めることが重要である。大学の教育研究条件の向上に向け、国立大学法人運営費交付金や私学助成について、大学改革や教育研究の質の向上のためのメリハリを強化し、適切な措置を図りつつ、多元的な財政基盤の確立を進める必要がある。
- また、大学において国際競争力のある質の高い研究成果が生み出され、我が国の成長を支える質の高い人材が育成されるよう、大学改革を進める中で、大学の研究体制の強化、若手研究者の安定的雇用の確保を図るとともに、大学院修了後のキャリアパスの明確化や構築に関する取組をさらに促した上で、優秀な博士課程学生に対しては、支援を図る必要がある。
- 加えて、人生 100 年を見据えたライフサイクルの中で、社会人が生涯を通じて学び職業に必要な能力を身に付けることができるよう、様々なニーズに対応できる社会に開かれた高等教育を実現していくためのリカレント教育の環境整備が必要である。
- 大学施設は、創造性豊かな人材養成、独創的・先端的な学術研究の推進など大学等の使命を果たす基盤として重要な役割を担うものであり、多様で質の高い教育研究を展開できるよう、改修等の施設整備を計画的・重点的に進めることが重要である。
- 以上を踏まえ、本計画期間内においては、上述した教育の姿の実現に向けて、OECD 諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、第 2 部において掲げる目標の達成や施策の実施に必要な予算について財源を措置し、真に必要な教育投資を確保していくことが必要である。

(5) 国民の理解醸成

- 教育の充実に当たっては、我が国の厳しい財政状況に鑑み、国の財政運営の方針と整合性を取りながら、必要な投資や財源の確保を行っていく必要がある。その際、教育段階に応じた多様な費用負担の在り方についてさらに検討を深めるとともに、限られた財源を効率的に活用して投資効果を最大化する観点から、客観的な根拠に基づく PDCA サイクルを徹底し、既存の施策や制度の不断の見直しを行うことが重要である。あわせて、寄附の促進や大学と企業との共同研究の促進など民間資金の活用を含む

様々な方策に取り組むことが重要である⁷³。

- また、広く国民の間で教育の意義や、教育投資を行う各施策に対する理解・協力を得ることが重要であり、このためにも、各種教育施策の効果を専門的・多角的に分析、検証するための体制の整備等を進め、不断の改革・改善を徹底するとともに、教育政策の効果を広く社会へ発信していく必要がある。
- これまでも政府は、誰もが生きがいを持って生活を送れるようにするために、一億総活躍社会の実現や働き方改革に取り組み、「人への投資」に力を入れてきたところである。このことも踏まえ、子供たちを含め、誰もが将来への希望を持って、生涯を通じて必要な学習を行い、自己を高め活躍することのできる社会を実現することが重要である。

3. 新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造

- 超スマート社会（Society 5.0）の実現など、社会構造が急速に変革する中で、2030年以降の社会を展望した教育政策を進めていくために、一人一人の可能性とチャンスを最大化するという観点から、第2部に記す各種政策を今後5年間において着実に推進していくこととする。一方、2100年以降までの時代を生き抜くこととなる子供たちにとっての長期にわたる未来を展望しようとするとき、技術革新の動向や人々を取り巻く社会環境、そのときの教育の姿を現時点で明確に描き切ることには限界があることから、あわせて、様々な可能性を持つ次世代の教育の創造に向けての研究開発と先導的な取組を推進することが必要である。

（新時代の教育の内容と方法、次世代の学校の在り方の研究開発）

- 技術革新が日々加速度的に進む中で、あらゆる分野においてデジタルテクノロジーの活用が急速に進展している。教育分野においても、AI・ビッグデータ等の新しいテクノロジーを活用したあらゆる取組（EdTechとも呼ばれる）⁷⁴は、リカレント教育を含め、これまでの教育の姿に大きな変化をもたらす可能性も秘めるものと言われている。
- これからの超スマート社会（Society 5.0）の実現や、その進展を見据え、特に必要となる資質・能力や、社会を創造し先導するために必要となる人材の在り方等については、すでに様々な視点からの検討がスタートしてい

⁷³ 例えば、国立大学法人においては、平成28（2016）年に国立大学法人法を改正し、土地等の第三者への貸付け、寄附金等の自己収入の運用対象範囲の拡大、指定国立大学法人による研究成果の活用のための出資対象範囲の拡大のための制度改正が行われた。

⁷⁴ 近年、いわゆるEdTechと呼ばれる、様々な新しいテクノロジーを活用した取組が、教育分野において急速に普及しつつある。

る⁷⁵。

- その検討の中では、新たな社会を牽引する人材として、技術革新や価値創造の源となる知を発見・創造する人材、技術革新と社会課題をつなげ、プラットフォームを創造する人材、AIやデータの力を最大限活用しながら様々な分野に展開できる人材が挙げられており、こうした人材像や将来の社会の姿を踏まえ、学びの変革に向けた先導的な取組を進めていく必要性が指摘されている。
- 今後、更に、新しい時代に特に必要となる資質・能力の内容、加速度的に進む技術革新の恩恵を最大限に活用することで可能となる新しい教育の方法、新時代の教育や今後の時代にふさわしい施設・設備等の教育環境、さらには、次世代の学校の在り方などについて、未来志向の研究開発を不断に推進する必要がある。

(地域課題の解決に向けた社会教育システムの構築)

- 一方、いかに技術革新が進展しようとも、そこで暮らす個々人の生活や人生は、人々が構成する社会の中で営まれる。今日、その社会は大きく変容しつつあり、例えば高齢化や地域コミュニティの衰退など住民が向き合わなければならない課題は既に山積している。地方部、都市部を問わず、人口減少・高齢化の進展等の課題は、地域社会の構造に更なる変革をもたらすおそれがあり、住民相互の対話や相互扶助による地域づくり、共生社会の形成をどう維持し前進させていくのか、地域における持続可能な社会教育システムの構築に向けての新たな政策展開が求められている。

(次世代の教育の創造に向けた研究開発と先導的な取組の推進)

- 新たな時代における教育の全体像を現段階で明確に描くことができなからこそ、将来の在り方を創造していくための取組を進めることが重要である。このため、本計画の計画期間において、第2部に述べる施策の着実な推進と併せ、次世代の教育の創造に向け、様々な分野の関係者の英知を結集し幅広く検討を行い、未来志向の研究開発を進め、先導的な実証実験等の取組を積極的に推進していく必要がある。

⁷⁵ 平成 29 (2017) 年 11 月に、文部科学大臣の下に「Society 5.0 に向けた人材育成に係る大臣懇談会」及び「新たな時代を豊かに生きる力の育成に関する省内タスクフォース」を設けて検討を重ね、平成 30 年 6 月に、それらの検討結果として「Society 5.0 に向けた人材育成 ～ 社会が変わる、学びが変わる ～」を取りまとめている。

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

(考え方)

- 第1部で示した5つの基本的な方針の下、実効ある教育政策を進めていくためには、それぞれの方針ごとに、第2期計画のフォローアップを通じて明らかになった課題等を踏まえつつ、政策の目標と具体的な施策を総合的かつ体系的に示すとともに、客観的な根拠に基づき成果を検証し、より効果的・効率的な施策の立案に生かしていくサイクルを実践していくことが必要である。
- このため、本計画においては、5つの基本的な方針に沿って、平成30(2018)年度から平成34(2022)年度までの5年間における①教育政策の目標、②目標の進捗状況を把握するための測定指標及び参考指標、③目標を実現するために必要となる施策群を示している。
- 国の教育振興基本計画は、教育活動の多くは地方公共団体や民間において自律的に行われるものであることに留意しつつ、国全体としての目標や成果に係る指標、国自身が取り組む施策を明らかにするものである。各実施主体における具体的な教育の在り方については、国全体の目標も参考にしつつ、各地域や教育実践の現場において、それぞれの実情も踏まえながら各関係者が自主的に設定することが期待される。また、国においては、各地域の特色のある先進的な取組について把握するとともに、各地域の相互交流による取組の横展開や地域間の連携の促進、国の施策の充実に向けた活用に取り組むことが重要である。
- なお、本計画に示す測定指標及び参考指標については、以下のことに留意が必要である。
 - ① 「今後5年間の教育政策の目標」の状態を直接的・間接的に表す指標のうち、現在の水準等を踏まえ、改善の方向を明記することが必要かつ適切であるものを精選の上、測定指標として設定したこと。測定指標の活用及び関連する施策の展開に当たっては、その数値の達成が自己目的化され、本来の目指すべき状況とのかい離や望まざる結果を招かないよう、十分留意することが必要であること。
 - ② 大きな数値変動の有無を確認すれば足りるものや、今後水準を把握していくものを精選のうえ、参考指標として設定したこと。
 - ③ 各指標によって目標の達成状況を測ることができる程度は異なり、指標のみをもって目標の達成状況に係る全ての要因を評価することは困難であることに留意する必要があること。計画の実施状況のフォローアップに当たっては、指標が、課題の抽出、施策への反映により、状態の改善、展

開を図るためのきっかけとなるものであることも踏まえ、当該指標の推移に加え、関連する情報も含め、多角的な評価を行うことが重要であること。

さらに、子供・保護者等が置かれている環境は様々であることから、個々の状況に配慮しながら、各施策の実施・評価に取り組んでいくことが求められること。

④ 本計画の期間中においても、より適切な測定指標及び参考指標の在り方について不断に検討し、今後の計画における改善につなげることが求められること。

⑤ このほか、本計画のフォローアップにおいて、目標の状態を測定するために進捗状況を把握すべき指標は、参考資料として別途整理したこと。

- さらに、教育基本法においては、地方公共団体は、国の定める計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないこととされており、各地域の実情を踏まえ、特色のある目標や施策を設定し、取組を進めていくことが重要である⁷⁶。その際、国の設定する指標等も参酌しつつ、それぞれの実情に応じた地域の発意による指標の設定や全国レベルの調査結果との比較による適切な指標の設定について検討するとともに、複数の指標及び他のデータとのクロス集計等による現状把握等により、PDCA サイクルを構築することが期待される。

⁷⁶ 各地方公共団体における基本計画の策定状況は、全 47 都道府県、全 20 政令指定都市、44 中核市が策定済みである（平成 29（2017）年 9 月 1 日現在）。また、市区町村の策定状況は、78.5%が基本計画を策定済みであり、策定していない市区町村のうち、今後策定予定が 4.6%（平成 29（2017）年 3 月 31 日現在）である。

1. 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する

<主として初等中等教育段階>

目標（1）確かな学力の育成

子供たちの基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等，主体的に学習に取り組む態度を育成する。

(測定指標)

- ・知識・技能，思考力・判断力・表現力等，学びに向かう力・人間性等の資質・能力の調和がとれた個人を育成し，OECD の PISA 調査等の各種国際調査を通じて世界トップレベルを維持

(参考指標)

- ・OECD の PISA 調査における習熟度レベル5以上（上位層）及びレベル2未満（下位層）の割合

○ 幼児期における教育の質の向上

- ・ 子ども・子育て支援新制度に基づき，職員の配置や処遇改善等を通じた，幼児教育・保育・子育て支援の更なる質の向上を推進するとともに，幼児教育の内容の改善・充実や質の評価手法確立に向けた調査研究を進める。また，各地方公共団体への「幼児教育センター」の設置や「幼児教育アドバイザー」の育成・配置等，公私の別や施設種を超えて幼児教育を推進する体制を構築し，幼児教育施設の教職員等への研修についても充実を図る。

○ 新学習指導要領の着実な実施等

- ・ 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の推進，カリキュラム・マネジメントの確立といった，新しい時代に求められる資質・能力の育成に向けた新学習指導要領の趣旨が各学校現場で理解され，実現されるよう，教材の整備や効果的な指導の実践事例に係る情報提供等を通じ，周知・徹底を図る。あわせて，学校現場での指導の実態や課題等も踏まえながら，教科書の内容，体様等について，教科書発行者に対して一層の改善を促す。
- ・ 将来の教育課程の基準の更なる改善・充実を見据え，研究開発学校等における実践研究を進める。

○ 全国学力・学習状況調査の実施・分析・活用

- ・ 新学習指導要領や，中学校における英語調査の導入，保護者に対する調査の継続的な実施等の新たな方向性も踏まえた全国学力・学習状況調査の毎年度，悉皆での実施や課題の把握・分析・結果の活用による，教育施策・指導の改善・充実を図る。

○ 高等学校教育改革の推進

- ・ 教育課程の見直し，学習・指導方法の改善と教師の指導力の向上を図るとともに，社会において必要となる基礎的な知識や技能等に関する指導も含めた生徒の多様な学習ニーズへのきめ細かな対応の充実に取り組む。あわせて，多面的な評価の推進の一環として，文部科学省において一定の要件に適合するものとして民間の試験等を認定する仕組みである「高校生のための学びの基礎診断」制度を創設し，多様な民間事業者等の測定ツールの開発・提供，その利活用を促進する。それにより，高校生の基礎学力の定着に向けた PDCA サイクルの取組を促進する。

○ 就学前から高等教育までの各段階の連携の推進

- ・ 各地域において，その実態を踏まえつつ，就学前から高等教育までの各段階間の移行を円滑にするような学校間連携や一貫教育が推進されるようにするため，小中一貫教育を実施する際に参考となるカリキュラム編成や指導体制の在り方等に関する情報発信に取り組む。これらとあわせて，隣接学校種の教員免許状の併有促進を働きかける。また，幼児期の教育と小学校教育の接続を図るため，幼児と児童の交流や幼稚園等と小学校の教師等の合同研修など，幼稚園等と小学校が連携した取組の一層の推進を図る。さらに，高大接続改革の着実な推進を図る。

後掲の施策群

- 主権者教育の推進
- 持続可能な開発のための教育（ESD）の推進
- 災害からの復興等持続可能な地域づくりのための教育の推進
- 学校教育における学力保障【一部後掲】

目標（2）豊かな心の育成

子供たちの豊かな情操や道徳心を培い、正義感、責任感、規範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感・自己有用感、他者への思いやり、人間関係を築く力、社会性、個人の価値を尊重し、男女の平等を重んじる態度、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度、前向きに挑戦しやり遂げる力などを養う。

（測定指標）

- ・自分には良いところがあると思う児童生徒の割合の改善
- ・いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合の改善

（参考指標）

- ・人の役に立つ人間になりたいと思う児童生徒の割合

○ 子供たちの自己肯定感・自己有用感の育成

- ・多世代交流や異年齢交流の活動を重視した学習指導要領の着実な実施を図るとともに、様々な体験を通じて学びに向かう姿勢や態度を育成するよう、幼児期からの教育の質の向上に取り組む。
- ・乳幼児期からの自己肯定感・自己有用感の育成に向けた家庭教育支援に取り組むとともに、子供たちが達成感や成功体験を得たり、課題に立ち向かう姿勢を身に付けたりすることができるよう、様々な体験活動の充実を図る。
- ・様々な課題を抱える子供たちを含めた全ての子供たちが、安全・安心に学ぶことのできる居場所づくりを推進する。

○ 道徳教育の推進

- ・小・中学校における「特別の教科 道徳」の実施により、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う、「考え、議論する道徳」への転換を図るとともに、高等学校も含め、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進するため、各学校や各教育委員会等における取組を支援する。

○ いじめ等への対応の徹底、人権教育の推進

- ・いじめは、どの子供にも、どの学校にも起こりうるものであることを踏まえ、いじめ防止対策推進法や、いじめの防止等のための基本的な方針の内容について周知徹底を図る。また、各学校におけるいじめの解消に向け、積極的な認知と情報共有の徹底を促すとともに、いじめ防止等への取組を徹底するための研修等の充実や、子供自身の主体的な活動の中核となるリーダーの育成を推進する。さらに、学校関係者や関係団体とともに、いじめ防止対策推進法に基づく取組状況の把握・検証を的確に行う。加えて、いわゆる「ネット上のいじめ」や、東日本大震災により被災した児童生徒、原子力発電所事故により避難している児童生徒に対するいじめへの対応を推進する。
- ・問題行動等を起こす児童生徒については、当該児童生徒の人格の成長を旨

として、出席停止や懲戒等の措置も含めた指導を促す。

- ・ 誰もが安心できる教育現場を実現するため、いじめの未然防止を含め、問題行動への対応等を行う警察官経験者等を学校へ派遣するなど、学校・教育委員会と警察等の関係機関との連携・協力を促進する。また、児童生徒の自殺防止に向けた取組を支援する。
- ・ 体罰は学校教育法で禁止されており、いかなる場合も許されるものではない。体罰のない、児童生徒理解に基づく生徒指導が行われるよう、全ての教職員に体罰禁止を徹底する。
- ・ 学校における人権教育の在り方等に関する調査研究とその成果の普及、実践事例等の収集・公開等により、教育委員会・学校における人権教育の取組の改善・充実を支援する。

○ 体験活動や読書活動の充実

- ・ 集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実することとされた学習指導要領も踏まえ、学校や青少年教育施設等における自然体験活動や集団宿泊体験活動、国際交流体験など、様々な体験活動の充実に取り組む。
- ・ 子供の読書活動の推進に関する基本計画等に基づき、司書教諭の養成や学校司書の配置など学校図書館の整備充実や公立図書館と学校の連携の推進、子供の読書活動の重要性などに関する普及啓発等を通じ、子供の読書活動を推進する。

○ 伝統や文化等に関する教育の推進

- ・ 我が国や郷土の伝統や文化を受け止め、それを継承・発展させるための教育を推進する。小・中学校等と博物館や劇場、音楽堂等、文化芸術団体との連携・協力を図りつつ文化芸術教育や体験機会の充実を図る取組を推進する。子供たちが一流の芸術に触れる機会や地域の伝統や文化に触れる機会を提供する取組への支援を行う。さらに、我が国固有の伝統的な文化である武道の振興を図る。
- ・ 宗教に関する一般的な教養に関する教育を推進する。

○ 青少年の健全育成

- ・ 青少年を有害情報から守るため、学習指導要領に基づき情報モラル教育を推進するとともに、スマートフォンをはじめとしたさまざまなインターネット機器の普及への対応も含め、フィルタリングやインターネット利用のルールに関する普及啓発活動を地域、民間団体等との連携により実施する。
- ・ 教師等が、児童生徒の発達段階に応じて、性的な暴力の被害を含む性にかかわる問題について効果的に教育・指導を行えるよう、支援策を講じる。

○ 男女共同参画の推進

- ・ 児童生徒の発達段階に応じて、男女の平等や相互の理解、男女が共同して社会に参画することや男女が協力して家庭を築くことの重要性についての指導の充実を図るとともに、教職員が男女共同参画の理念を理解するよう意識啓発等に努める。
- ・ 男女が共に、各人の生き方、能力、適性を考え、主体的に進路を選択する能力や態度を身に付けられるよう男女共同参画の視点を踏まえた進路指導を推進し、児童生徒の多様な選択を可能にする教育・学習の充実を図る。

○ 主権者教育の推進

- ・ 主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担うことができる力を発達の段階等に応じて身に付けさせるため、地域課題に関する学習、租税や財政の学習、法に関する学習など、関係府省が連携し、小・中・高等学校等における学習指導要領に基づく指導内容の充実、大学等における周知啓発などの取組を推進するとともに、学校・家庭・地域の連携による取組の充実を促す。

○ 消費者教育の推進

- ・ 国民一人一人が消費者として主体的に判断し責任をもって行動できるようにするため、小・中・高等学校等においては学習指導要領の趣旨の徹底を図るとともに、指導の一助となる消費者教育教材の活用を促すなど消費者教育を促進する。

また、大学等における消費者教育を推進するため、大学等と消費生活センターとの連携を促すとともに、消費者被害防止に関する情報の提供や取組の普及を図る。

○ 持続可能な開発のための教育（ESD）⁷⁷の推進

- ・ 我が国が ESD の推進拠点として位置付けているユネスコスクールの活動の充実を図り、好事例を全国的に広く発信・共有する。また、地域の多様な関係者（学校、教育委員会、大学、企業、NPO、社会教育施設など）の協働により、ESD の実践・普及や学校間の交流を促進するとともに、ESD の深化を図る。これらの取組を通して、持続可能な社会づくりの担い手を育む。

○ 環境教育の推進

- ・ 持続可能な社会の担い手を育成するため、小・中・高等学校等において、学習指導要領に基づき教科等横断的に環境教育を進めるとともに、関係府省が連携し、指導者に対する研修を実施する。また、地域等において

⁷⁷ 持続可能な社会づくりの担い手を育むため、地球規模の課題を自分のこととして捉え、その解決に向けて自分で考え行動を起こす力を身に付けるための教育。

も環境保全についての理解を深めるとともに、持続可能な社会づくりへの意欲等をも高めるため、自然体験活動や農林漁業体験などの体験活動の推進等を図る。

○ オリンピック・パラリンピック教育の推進

- ・ オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の成功やそのレガシーとしてのスポーツ、教育、文化等の継承に向け、スポーツ及び両競技大会の意義、価値等に対する国民の理解・関心の向上、ボランティア精神の涵養^{かんよう}や、多様な文化への理解等を図る。
- ・ パラリンピックを契機として、国民の障害者に対する理解の促進を図り、共生社会の実現を目指す。
- ・ 障害者を含めた多くの国民の生涯にわたるスポーツ参画の拡大等を図る。

○ 災害からの復興等持続可能な地域づくりのための教育の推進

- ・ 災害からの復興や持続可能な地域づくりに貢献する力を育成するため、地域復興の歩みを学びの対象として、学校外も含めた様々な機会での活動を通し、自らの学びを深める創造的復興教育の取組の推進や、国内各地の地域課題の解決に向けた教育実践に関する情報発信等の推進を図る。
- ・ 東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」⁷⁸も踏まえつつ、児童生徒等の発達段階に応じて放射線に関する科学的な理解を促進するために必要な取組を推進する。
- ・ 福島イノベーション・コースト構想⁷⁹に掲げられた教育環境の整備や人材の裾野を広げるための取組を支援する。

⁷⁸ 平成 29（2017）年 12 月に復興大臣の下、関係府省からなる「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」において決定されたもの。東日本大震災から 7 年を経過した今もなお、科学的根拠に基づかない風評やいわれの無い偏見・差別が発生していることから、広く国民一般に対して放射線に関する正しい知識、福島県における食品の安全、福島の復興の現状等の情報を発信していくこと等について関係府省と連携して取組を実施するための戦略。

⁷⁹ 東日本大震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業を回復するため、当該地域の新たな産業基盤の構築を目指して、平成 26（2014）年 6 月に取りまとめられた構想。

目標（3）健やかな体の育成

生涯にわたってたくましく生きるために必要な健康や体力を育成する。

（測定指標）

- ・子供の体力水準を平成 33（2021）年度までに昭和 60（1985）年頃の水
準まで引き上げる⁸⁰
- ・朝食を欠食する児童生徒の割合の改善
- ・毎日、同じくらいの時刻に寝ている，毎日、同じくらいの時刻に起きて
いる児童生徒の割合の改善

○ 学校保健・学校給食，食育の充実等

- ・生涯にわたって健康な生活を送るために必要な力を育成するため，がん教育，薬物乱用防止教育等について体育・保健体育などの教科学習を中核として学校の教育活動全体を通じた体系的な保健教育を充実するとともに，メンタルヘルス，アレルギー疾患等，多様化・深刻化する子供の健康課題に対応するため，学校保健委員会の設置・活性化や学校保健関係団体の資源や情報の活用等を通じて，学校・家庭・地域の専門機関等の連携による保健管理等を推進する。
- ・保健教育及び保健管理等を推進するため，その中核的な役割を担う養護教諭をはじめ教職員の資質・能力の向上や，学校医・学校歯科医・学校薬剤師等の活用促進を図る。さらに，教育委員会，首長部局，医師会，歯科医師会，薬剤師会，学校保健会等，関係機関間の連携の仕組みの構築を促すとともに，関係府省が連携し取組を推進する。
- ・子供たちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう，学習指導要領に基づき，小・中・高等学校等における各教科等を通じた食育を推進する。その際，小・中学校等においては，「生きた教材」である学校給食を活用した実践的な指導を行うなど，栄養教諭を中核とした学校・家庭・地域の連携による食育の充実を図る。あわせて，食に関する指導を充実させるため，学校給食の実施率向上を図るとともに，地場産物を活用する取組を促す。

○ 子供の基本的な生活習慣の確立に向けた支援

- ・家庭の教育力の向上に向けた取組を進めるとともに，社会全体で子供たちの生活リズムの向上を図るため，子供が情報機器に接する機会の拡大による生活時間の変化等の状況等も踏まえつつ，学校における指導や「早寝早起き朝ごはん」国民運動の継続的な推進等を通じ，子供の基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上につながる活動を展開する。
- ・情報モラル教育の一環として，学校・家庭・地域の連携による，子供自身が主体的に情報機器を適切に利用できるような取組を促進する。

⁸⁰ 平成 29（2017）年に策定された第 2 期スポーツ基本計画において，平成 33（2021）年度までに「子供の体力水準を昭和 60 年頃の水準まで引き上げることを目指す」と定められており，平成 34（2022）年度以降の指標については平成 33（2021）年度までの達成状況を見ながら検討する。

○ **学校や地域における子供のスポーツの機会の充実**

- ・ 第2期スポーツ基本計画に基づき、学校における体育活動を通じ、スポーツをする楽しさに気付かせ、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力や豊かな人間性・社会性を育成するとともに、生活習慣病の予防の観点も含め、子供たちの運動習慣の確立や体力の向上につながるよう、健康スポーツ医等の専門人材をはじめとする地域資源も活用しつつ、放課後や地域におけるスポーツ機会の充実を図る。

基本的な方針1に位置付けているその他の目標

目標（15）多様なニーズに対応した教育機会の提供（後掲）

<主として高等教育段階>

目標（4）問題発見・解決能力の修得

学生に幅広い知識と教養，主体的に変化に対応しつつ学んだ知識・技能を実践・応用する力，更には自ら問題の発見・解決に取り組む力を育成する。

（測定指標）

- ・学修時間の充実等，学生の学修に対する取組・態度の改善

○ 高大接続改革の着実な推進

- ・学力の3要素を確実に育み，多面的・総合的な評価を行うため，高等学校教育・大学入学者選抜・大学教育の一体的な改革を進めることとし，高等学校教育改革を推進するとともに，大学入学者選抜改革として「大学入学共通テスト」の平成32（2020）年度からの実施に向けた検討を着実に進め，個別大学の入学者選抜においても，学力の3要素の多面的・総合的な評価への改善を促す。また，各大学の策定する三つの方針を踏まえた大学教育改革を促進し，これらの三つの方針に関することを共通評価項目として，平成30（2018）年度からの認証評価に反映する。

○ 学生本位の視点に立った教育の実現

- ・「学位プログラムを中心とした大学制度」への転換を含めた教育課程の改善や教育の質的転換を実質化するため，教員一人あたり学生数（ST比）などの教育環境の水準の改善を図るとともに，課題解決型学習（PBL）による課題解決型教育などの教育内容の改善，大学ポートレート⁸¹などを通じた高等教育関係の情報の公開を推進する。
- ・各大学が三つの方針に照らして，個々の学生が修得した知識及び能力の状況や，学生の学修に係る意識及び行動を把握し，教育研究活動等の適切かつ効果的な運営に生かすことができるよう，必要な情報の把握や公表の在り方を検討する。

○ 教員・学生の流動性の向上

- ・経済社会の急速な変化に対応した教育を提供するため，企業等の高等教育機関以外との人事交流などを通じた教員の多様性や流動性の向上，学生が所属する高等教育機関以外での学修や高等教育機関間の転学，都市部と地方の大学生同士の交流などを通じた学生の流動性の向上に向け，必要な施策を講じる。

○ 教育の質向上と効果的な運営のための高等教育機関間の連携強化

- ・各高等教育機関の資源を有効に活用し，効果的・効率的に教育の質を高めていくため，eラーニング等を活用したり，地域でコンソーシアムを形成したりするなど，他機関等と連携した教育課程編成等を推進する。

⁸¹ データベースを用いた教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みのこと。

再掲の施策群

○ 持続可能な開発のための教育(ESD)の推進

- ・ 地域の多様な関係者（学校、教育委員会、大学、企業、NPO、社会教育施設など）の協働による ESD の実践を促進するとともに、学際的な取組などを通じて SDGs（持続可能な開発目標）の達成に資するような ESD の深化を図る。これらの取組を通して、地球規模課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む態度を身に付けた持続可能な社会づくりの担い手を育む。

<生涯の各段階>

目標（5）社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成

自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養い、社会的・職業的自立の基盤となる基礎的・汎用的能力を育成する。

(参考指標)

・進路について将来の仕事に関することを意識する高校生の割合

- 各学校段階における産業界とも連携したキャリア教育・職業教育の推進
 - ・ 幼児期の教育から高等教育まで各学校段階を通じた体系的・系統的なキャリア教育を推進する。初等中等教育段階においては、地域を担う人材育成に資するためにも、地元企業等と連携した起業体験、職場体験、インターンシップの普及促進を図るとともに、特色ある教育内容を展開する専門高校への支援と成果の普及に取り組む。また、高校生らが働くことを意識しながらビジネスの手法等を学び、地域の大人とともに地域課題を解決する取組を促進する。高等教育段階においては、産業界と連携し、適正なインターンシップの更なる推進を図るとともに、ボランティア等の学外で行う活動の授業の一環としての位置付け、単位化を促進する。専修学校においては、企業等と密接に連携した「職業実践専門課程」を中心に、専修学校全体の質保証・向上を推進するとともに、組織的・自立的な教育活動展開のための産学官連携の体制づくりのための取組を進める。
- 高等教育機関における実践的な職業教育の推進
 - ・ 理論にも裏付けられた高度な実践力を強みとして、専門業務を牽引^{けんいん}することができ、かつ、変化に対応しつつ、新たなモノやサービスを創り出すことができる専門職業人の養成を図るよう、新たな高等教育機関である専門職大学及び専門職短期大学並びに大学・短期大学の専門職学科について、平成31（2019）年度からの制度施行に向け、必要な準備を進める。
 - ・ 大学や専門学校等における産業界と連携した実践的な教育を進めるため、「職業実践力育成プログラム」や「職業実践専門課程」の認定制度の活用を促進する。
- 関係府省が連携した学校から社会への接続支援
 - ・ 関係府省が連携し、高等学校・大学等と新卒応援ハローワーク等との連携促進などの体制整備を進め、就職を希望する生徒・学生等の就職支援の一層の充実を図るなど、高等学校・大学等や経済界と一体となった就職・採用活動の円滑な実施に必要な取組を進める。
 - ・ 発達段階に応じて、労働法制に関する理解醸成を図る取組を促進する。

○ **学びを通じた地方への新たな人の流れの構築**

- ・ 地方にある豊かな自然，固有の歴史や伝統，文化等の魅力について子供の頃から学び，触れさせる取組を促進するとともに，学生の地方への還流や定着の促進に向けた取組を促進する。

目標（12）職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進（後掲）

目標（6）家庭・地域の教育力の向上，学校との連携・協働の推進

多様化する家庭環境に対し，地域全体で家庭教育を支える。また，地域社会との様々な関わりを通じて，子供たちが安心して活動できる居場所づくりを進め，これからの時代に必要な力や，地域への愛着や誇りを子供たちに育成する。さらに，家庭や地域と学校との連携・協働を推進する。

（測定指標）

- ・ 地域において子育ての悩みや不安を相談できる人がいる保護者の割合の改善
- ・ 地域の行事に参加している児童生徒の割合の改善

（参考指標）

- ・ 保護者や地域の人との協働による取組や活動が学校の教育水準の向上に効果があると思う学校の割合

○ 家庭の教育力の向上

- ・ 関係府省が連携し，妊娠期から学齢期以降までの切れ目のない支援の実現に向けて，地域における子育て支援と家庭教育支援の連携体制を構築し，教育委員会と他の部局の間，関係機関・関係者の間で，支援が必要な子供や家庭に関する情報の共有化や協働の促進を図る。
- ・ 家庭教育支援員となる人材の育成や，訪問型家庭教育支援の充実を図るとともに，必要となる個人情報や円滑かつ適切な共有に係る好事例の収集や周知を行うなど，様々な課題を抱えながらも地域から孤立し，自ら相談の場にアクセスすることが困難な家庭やその親子に対する支援を強化する。
- ・ 大人と子供が触れ合いながら充実した時間を過ごすことができるよう，学校休業日の分散化，有給休暇取得の促進，多様な活動機会の確保の取組を官民一体として推進する。

○ 地域の教育力の向上，学校との連携・協働の推進

- ・ 地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みである学校運営協議会制度を全ての公立学校において導入することを目指し，各地域における推進を担う人材の確保・育成等を通じて，コミュニティ・スクールの導入の促進及び運営の充実を図る。
- ・ 地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員の配置の促進や研修の充実及び地域学校協働本部の整備等により，全小中学校区における幅広い地域住民や地域の多様な機関・団体等の参画を通じた地域学校協働活動の全国的な推進を図る。その際，関係府省が連携し，放課後や土曜日等の学習・体験プログラムの充実や，企業等の外部人材等の活用を促進する。
- ・ 児童生徒の地域行事やボランティア活動への参加や高校生らがビジネスの手法等を学び，地域の大人とともに地域課題を解決する取組を促進する。さらに，教師の担う重要な職責に対する社会における理解醸成を進める。

2. ^{けんいん}社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する

目標（7）グローバルに活躍する人材の育成

伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度や、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野でグローバルに活躍できる人材を育成する。

（測定指標）

- ・ 英語力について、中学校卒業段階で CEFR⁸²の A1 レベル相当以上、高等学校卒業段階で CEFR の A2 レベル相当以上を達成した中高生の割合を5割以上にする
- ・ 日本人高校生の海外留学生数を6万人にする
- ・ グローバルに活躍する人材の育成につながる短期留学者を増加させながら、大学等の日本人海外留学生数12万人を引き続き目指す
- ・ 外国人留学生数30万人を引き続き目指していくとともに、外国人留学生の日本国内での就職率を5割とする

○ 伝統や文化等に関する教育の推進【一部再掲】

- ・ 我が国や郷土の伝統や文化を受け止め、それを継承・発展させるための教育を推進する。小・中学校等と博物館や劇場、音楽堂等、文化芸術団体との連携・協力を図りつつ文化芸術教育や体験機会の充実を図る取組を推進する。子供たちが一流の芸術に触れる機会や、地域の伝統や文化に触れる機会を提供する取組への支援を行う。

○ 英語をはじめとした外国語教育の強化

- ・ 外国語でコミュニケーションを図る資質・能力を育成する観点から、外国語教育の小学校中学年での導入や高学年での教科化をはじめ小・中・高等学校を通じた外国語教育の更なる改善・充実を図る新学習指導要領の着実な実施を促進するため、教材・指導資料の配布、外国語（英語）コアカリキュラムの活用などの、教師の養成・採用・研修の一体的な改善、特別免許状の活用を含む専科教員や外国語指導助手（ALT）配置等の学校指導体制の充実など、総合的な支援を行う。
- ・ 各都道府県等の「英語教育改善プラン」の策定を引き続き要請し、文部科学省ホームページに掲載するなどして計画的な取組を促すとともに、英語教育実施状況調査等を通して、継続したフォローアップを行い、PDCA サイクルを確実に構築することにより、生徒や教師の英語力や指導力の向上を図る。
- ・ 大学入学者選抜において、「読む・書く・聞く・話す」の4技能を適切に評価するため、受検者・高等学校・大学への影響を考慮しつつ、民間事業者

⁸² 「ヨーロッパ言語参照枠」を指す。語学シラバスやカリキュラムの手引の作成、学習指導教材の編集、外国語運用能力の評価のために、透明性が高く、包括的な基盤を提供するものとして、2001年に欧州評議会（Council of Europe）が発表した。

等により実施されている資格・検定試験の活用を促進する。

○ **国際化に向けた先進的な取組を行う高等学校・高等専門学校・大学等への支援**

- ・ 国内外において、グローバルな視点を持って活躍することを目的として、語学力とともに、幅広い教養や問題解決力等の国際的素養の育成などのグローバル化に対応した先進的な取組を行う高等学校を支援する。
- ・ グローバル化に対応した素養・能力を育み、国際的に通用する大学入学資格を取得できる国際バカロレアの普及と認定校等の増加に向け、導入に係る支援、情報提供の体制の構築や大学における活用促進等に戦略的に取り組む。
- ・ アジアをはじめとする世界の学生市場を見据え、国際通用性の高い教育組織・環境を備え、国際競争力を有する拠点大学等を形成するため、英語での授業の実施、外国人や海外で学位を取得した若手の積極採用などに取り組む大学や、高等教育の質の保証に関する国際的な連携に向け取り組む大学、海外への拠点展開やキャンパスの多様性促進に取り組む高等専門学校や大学等への重点的な支援を行う。

○ **日本人生徒・学生の海外留学支援**

- ・ 将来グローバルに活躍する意欲と能力ある若者に高等学校や大学等における留学機会を与えるため、官民が連携し、留学生の経済的負担を軽減するための取組や、海外留学に関する情報発信、海外勤務や海外留学の経験者の協力を得た海外留学への関心の喚起に向けた取組など、留学への機運を醸成する取組の充実等を図る。
- ・ 長期留学への支援を引き続き推進していくとともに、大学等におけるグローバル人材育成プログラムの一環として行われる短期留学の支援、短期留学経験者の学位取得目的の長期留学の促進、短期留学の成果を定着させるための取組への支援等、短期留学の成果を生かしたグローバルに活躍する人材の育成を推進する。

○ **外国人留学生の受入れ環境の整備**

- ・ 優秀な外国人留学生を確保し、内なる国際化を推進するため、大学や専修学校等における、国際通用性の高い教育組織・環境の整備、日本語指導の充実などの推進を図る。関係府省連携の下、渡日から帰国後まで一貫した日本留学サポートを実現できるよう、日本への留学を希望する外国人への情報発信や、奨学金等の経済的支援、外国人留学生に対する企業と連携した就職支援等を行い、戦略的な外国人留学生の確保を推進する。

後掲の施策群

- **海外で学ぶ子供や帰国児童生徒、外国人児童生徒等への教育推進**
- **地域における外国人に対する日本語教育の推進**

目標（８）大学院教育の改革等を通じたイノベーションを牽引する人材の育成

高度な専門的知識と倫理観を基礎に自ら考え行動し、新たな知を創り出し、その知から新たな価値を生み出す創造性を有して、既存の様々な枠を超えて活躍できる、イノベーションを牽引する人材を育成する。

（測定指標）

- ・ 修士課程修了者の博士課程への進学率の増加

（参考指標）

- ・ 大学発ベンチャーの設立数
- ・ 産学協働による情報技術人材の育成状況

○ 大学院教育改革の推進

- ・ 平成 28（2016）年 3 月に策定された第 3 次大学院教育振興施策要綱等に基づき、大学院教育改革を、引き続き推進する⁸³。
- ・ 博士課程を有する大学において、博士号取得者の質を保証するための取組を実施するとともに、産業界との協働による教育プログラムの開発、教職員が社会の多様な場で経験を積む機会の充実、企業等の研究者・技術者等に対する博士課程教育の充実などの取組を推進する。
- ・ また、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生に対する多様な経済的支援を充実する。さらに、世界最高水準の教育力と研究力を備え、異分野の一体的教育や我が国が強い分野の最先端の教育を推進する卓越した大学院の形成を支援する。
- ・ 大学院の機能の強化に向けた取組について、社会人学生の受入れ、他の機関と連携した教育の高度化などの観点から、具体的な方策の検討を進め、必要な対応を行うとともに、大学院修了後のキャリアパスの明確化や構築に関する取組等をさらに促す。

○ 若手研究者・科学技術イノベーションを担う多様な人材の育成・活躍促進

- ・ 第 5 期科学技術基本計画に基づき、若手研究者のキャリアパスの明確化、キャリアの段階に応じて高い能力と意欲を最大限発揮できる環境の整備、若手研究者に対する研究費支援等の取組を推進する。特に、優れた若手研究者に対しては、安定したポストに就きながら独立した自由な研究環境の下で活躍できる制度を推進する。また、科学技術イノベーションを担う多様な人材について、産学官協働によるキャリアパスの確立と人材の育成・確保のための取組を推進する。

⁸³ これまで、大学院教育改革については、「新時代の大学院教育—国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて—（答申）」（平成 17 年 9 月 5 日 中央教育審議会）、「グローバル化社会の大学院教育～世界の多様な分野で大学院修了者が活躍するために～（答申）」（平成 23 年 1 月 31 日 中央教育審議会）、「未来を牽引する大学院教育改革～社会と協働した「知のプロフェッショナル」の育成～」(審議まとめ)（平成 27 年 9 月 15 日 中央教育審議会大学分科会）のほか、「大学院教育振興施策要綱」（文部科学大臣決定。第 1 次：平成 18 年度～22 年度，第 2 次：平成 23 年度～27 年度）において、改革の方向性等を示してきた。

○ 研究力強化の推進

- ・ 第5期科学技術基本計画に基づき、イノベーションを牽引する人材を育成するための取組を進めていく上で基盤となる学術研究と戦略的・要請的な基礎研究の推進に向けて、両者のバランスに配慮しつつ、その改革と強化に取り組む。また、我が国が世界の中で存在感を発揮していくため、学際的・分野融合的な研究や国際共同研究を推進するとともに、国内外から第一線の研究者を引き付ける世界トップレベルの研究拠点を形成する。

○ 高等専門学校における技術者教育の推進

- ・ 超スマート社会（Society 5.0）等の社会変革に対応するため、社会的要請が高いサイバーセキュリティ、IoT、ロボット等の分野における実践的・創造的技術者を養成することを目指し、大学との共同教育プログラムの構築や、「新産業を牽引する人材育成」、「地域への貢献」、「国際化の加速・推進」を軸に、各高等専門学校の強み・特色の伸長を図る等、高等専門学校教育の高度化を推進する。

○ 優れた才能・個性を伸ばす教育の推進

- ・ 創造性を育む教育や理数学習の機会の提供等を通じて、児童生徒の才能を伸ばす取組を推進するため、学校における主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を促進するとともに、先進的な理数教育を行う高等学校等を支援する。
- ・ 外部人材の活用や学校外での機会の提供等を通じ、児童生徒が、科学技術や理科・数学、ものづくりに対する関心・素養を高めるための取組を推進するとともに、理数分野等で突出した意欲・能力を有する児童生徒の能力を大きく伸ばすための大学・民間団体等と連携した教育を行う機会や、国内外の学生・生徒が切磋琢磨し能力を伸長する機会の充実等を図る。
- ・ 大学入学者選抜等で多様な能力が評価される仕組みの拡大や大学への飛び入学等を推進する。

○ IT・データ活用能力の育成

- ・ 初等中等教育におけるプログラミング的思考を含む情報活用能力の育成に向け、官民協働のコンソーシアムにおいて、プログラミング教育に関する民間による教材開発の促進や学校が外部の人材を活用しやすくする仕組みの構築に向けた取組を推進する。さらに、突出した意欲・能力を有する児童生徒の能力を大きく伸ばすための大学・民間団体等と連携した教育を行う機会の提供を推進する。
- ・ AI・IoT・ビッグデータ等の産業構造改革を促す情報技術等を基盤とした人材育成に必要な工学教育システム改革について、学科ごとの縦割り構造の抜本的見直し、学士・修士の一貫制教育などの教育年限の柔軟化等の検討・実施、大学等における、文系理系を問わず専門分野の枠を超えた全学的な数

理・データサイエンス教育等を推進する。また、大学等と産業界との連携による企業等の高度な専門性を有するグローバル経営人材や地方の産業等を担う経営人材の養成機能の充実強化を図るとともに、博士課程学生や博士号取得者等に対してデータサイエンス等のスキルを修得させる取組を推進する。

○ 新たな社会を創造・^{けんいん}牽引するアントレプレナーシップ（起業家精神等）の育成

- ・ 第5期科学技術基本計画に基づき、新しい価値の創出に挑む起業家精神を持つ人材の裾野を拡大するため、初等中等教育、高等教育等を通じて、起業家との交流の機会や多様な文化に触れる機会の提供、起業家を目指す者同士の集う場や、優れた起業家・支援者との接点・ネットワークの提供等により、多様な人材育成を行う。

目標（9）スポーツ・文化等多様な分野の人材の育成

オリンピック・パラリンピック競技大会等で活躍が期待される次世代アスリートや、日本の文化芸術の永続的な継承・発展・発信に向け、文化芸術を創造し支える人材を育成する。また、我が国の多様な成長分野の発展を担う専門人材を育成する。

（参考指標）

- ・我が国のトップアスリートがオリンピック・パラリンピックにおいて獲得する金メダルの数
- ・国際的に見た我が国のアスリートのドーピング防止規則違反確定率
- ・文化芸術の鑑賞活動をする者の割合、鑑賞以外の文化芸術活動をする者の割合

○ 次世代アスリートを発掘・育成する戦略的な体制等の構築

- ・ 第2期スポーツ基本計画に基づき、地域ネットワークを活用した将来有望なアスリートの効果的な発掘・育成支援や、メダルの獲得可能性のある競技や有望アスリートを対象とした集中的な育成・強化支援、アスリートの発掘・育成を含む国際競技力の向上に一層資する観点からの国民体育大会の開催等を推進する。
- ・ スポーツ・インテグリティ⁸⁴を高め、スポーツの価値の一層の向上を図るため、スポーツ団体と連携し、スポーツ関係者のコンプライアンス違反や体罰・暴力等の根絶を推進するとともに、日本アンチ・ドーピング機構等と連携し、学校における指導の推進等を通じ、ドーピングの防止を図り、アスリートのフェアプレーを促す。
- ・ アスリートが安心して競技力向上に取り組むことができるよう、スポーツ団体や教育機関等と連携し、アスリートに対する学習支援の充実やセミナーの開催等を通じて、スポーツ選手としてのキャリアと引退後を含む人生設計全体を考えるデュアルキャリアの取組を推進するとともに、アスリートの雇用促進や地域での指導機会の拡大等によるキャリア形成支援を推進する。

○ 芸術家等の養成，文化芸術振興策の推進

- ・ 新進芸術家に対する国内外での研修機会や研修の成果を還元する機会を提供するとともに、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的人材の養成を支援する。また、子供たちに一流の文化芸術に触れる機会を提供し、子供たちの豊かな感性や想像力を育む。さらに、メディア芸術を支える優れたクリエイターに対し、作品制作や海外のクリエイターとの交流機会の提供等による人材育成を推進する。加えて、文化財の修理等の担い手の社会的意義等についての理解を促し、将来の文化財の担い手である子供たちが、子

⁸⁴ スポーツにおけるインテグリティ（誠実性・健全性・高潔性）とは、必ずしも明確に定義されているとは言えないが、ドーピング、八百長、違法賭博、暴力、ハラスメント、差別、団体ガバナンスの欠如等の不正がない状態であり、スポーツに携わる者が自らの規範意識に基づいて誠実に行動することにより実現されるものとして、国際的に重視されている概念である。

供の頃から伝統的な価値に触れ、理解を深めることのできる機会の充実を図る。

○ 我が国の多様な成長分野の発展を担う専門人材の育成

- ・ 大学，専門学校等において，観光，農業，食，デザイン，ファッション，ヘルスケア，IT・コンテンツなど，我が国の多様な分野の発展を牽引する専門人材の育成に向け，関係府省や産業界と連携して，実践的な教育プログラムの開発等に取り組む。

再掲の施策群

○ 高等教育機関における実践的な職業教育の推進

3. 生涯学び，活躍できる環境を整える

目標（10）人生100年時代を見据えた生涯学習の推進

人生100年時代を見据え，全ての人が，生涯を通じて自らの人生を設計し活躍することができるよう，必要な知識・技能の習得，知的・人的ネットワークの構築や健康の保持・増進に資する生涯学習を推進し，「学び」と「活動」の循環を形成する。

(測定指標)

- ・ これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を
 - ① 仕事や就職の上で生かしている者の割合の向上
 - ② 家庭・日常の生活に生かしている者の割合の向上
 - ③ 地域や社会での活動に生かしている者の割合の向上（後掲）

○ 現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進

- ・ 男女共同参画社会の形成の促進，人権，環境保全，消費生活，食，地域防災・安全，海洋等について，各分野の基本計画等に基づき，学習機会の充実を促進する。また，18歳以上の者が投票や選挙運動ができるようになったことも踏まえ，国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質や能力を育むため，学校のみならず，社会の中で自立し，他者と連携・協働しながら，地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身に付けるための教育を推進する。
- ・ 消費者の権利と責任について理解するとともに，主体的に判断し責任を持って行動できる消費者を育成するため，あらゆる年齢層を対象として，教育機関や関係団体との連携・協働による消費者教育の推進を図る。

○ 女性活躍推進のためのリカレント教育の強化

- ・ 女性が，結婚や出産等の様々な人生の節目も踏まえつつ，個性と能力を十分に発揮できるよう，大学等におけるリカレント教育や各種の認定教育プログラム等を活用した能力開発など，学びを通じた主体的なキャリア形成を推進し，復職や再就職，起業等を円滑に成し遂げられる社会を実現する。あわせて，産業界への働き掛け等を通じて，学びを通じたキャリア形成を促進する機運を醸成する。
- ・ 大学等における保育環境整備の仕組みのモデルを構築し，全国に普及させるとともに，学びから就労への円滑な移行など，保育環境整備とキャリア形成支援の一体的な推進等について検討する。

○ 高齢者等の生涯学習の推進

- ・ 高齢者を含め，全ての人々が，地域において，世代を超えて互いに交流しながら，地域や暮らし，各々の生きがいを共に創り，高め合う「地域共生社会」を実現するため，多様な技術・経験を有するシニア層の取組など

各地域における優れた取組の普及・啓発を促進し、誰もが生涯を通じて学び、地域に参画し、豊かな知識・技術・経験を生かせる環境を整備する。

- **若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進**
 - ・ 第2期スポーツ基本計画に基づき、学校体育施設など既存施設の有効活用による場の確保等を通じ、国民の誰もが各々の年代や関心、適性等に応じて日常的にスポーツに親しむ機会を充実する。

- **生涯を通じた文化芸術活動の推進**
 - ・ 国民が身近に文化芸術を享受できるよう、各地域における様々な文化芸術の公演、展示等に対する支援を行うとともに、国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資する展覧会の開催を支援する。また、国民文化祭の開催をはじめ、文化芸術活動への参加機会の充実や地域における文化芸術活動の振興を図る。さらに、国民の文化芸術活動への参画に資する文化ボランティア活動の促進を含め、多様な文化芸術活動の担い手の育成を図る。

- **生涯を通じた学習の成果の適切な評価・活用のための環境整備**
 - ・ 学習の成果を測る検定試験について、質の向上と社会的活用の促進に向け、検定試験の自己評価や第三者評価の普及・定着を図るなど、学習成果の活用に資する取組を進める。

目標（1 1）人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進（後掲）

目標（1 2）職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進（後掲）

目標（1 3）障害者の生涯学習の推進（後掲）

目標（11）人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進

少子高齢化，人口減少などの環境変化に対応し，人々が孤立することなく生きがいを持って社会に参加し，地域社会の活力の維持・向上を図るため，人々の暮らしの向上と社会の持続的発展に向けた学びを推進する。

（測定指標）

- ・ これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を地域や社会での活動に生かしている者の割合の向上

○ 新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策の検討

- ・ 住民一人一人の人生を豊かにする学習，少子高齢化・人口減少など地域が直面する課題の解決や地域活性化のための学習などを推進し，新しい地域づくりなどの活動につなげていくため，社会教育行政の在り方について具体的な検討を進める。「学びの場」である社会教育施設を拠点に，活力ある地域コミュニティ形成のために実施される各地域の課題解決・地域活性化の取組を推進することにより，学校や地方公共団体の関係部署のみならず，NPO，民間教育事業者等の多様な主体とのネットワークづくりを促進する。また，ボランティア等，多様な主体が参画し，人づくりや地域づくりを支援する様々な取組を促す。

○ 社会における人づくり，地域づくりを担う中核人材の育成

- ・ NPO，企業等の多様な主体と連携・協働し，地域住民の学習活動の支援を通じて，人づくりや地域づくりにおいて中核的な役割を担うことができる人材を育成するため，社会教育主事の養成に係る新たな制度の円滑な実施や研修等の充実，社会教育主事資格の活用促進を図る。

○ 施設の複合化や多様な資金調達等も活用した持続可能な社会教育施設の運営

- ・ 厳しい財政状況の下，公民館，図書館及び博物館が，地域の活力向上など社会の要請に応じて学習機会を提供していくことができるよう，計画的な老朽化対策を促すとともに，施設の複合化や多様な資金調達など民間の資金やノウハウも活用した持続可能な社会教育施設の運営に資する情報の収集や提供を行う。

再掲の施策群

- 地域の教育力の向上，学校との連携・協働の推進
- 生涯を通じた学習の成果の適切な評価・活用のための環境整備

目標（12）職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進

刻々と変化する社会に対応し、職業に関して必要な知識やスキルを身に付けて、「学び」と「労働」の循環につなげることができるよう、社会人が大学等で学べる環境の整備を推進する。

（測定指標）

- ・大学・専門学校等での社会人受講者数を100万人にする

- **教育機関における産業界と連携した実践的な教育カリキュラムの編成・実施**
 - ・ 大学や専門学校等における産業界と連携した実践的な教育を進めるため、「職業実践力育成プログラム」や「職業実践専門課程」の認定制度の活用を促進するとともに、社会人等が自らの知識や経験を還元して学びあうなど、社会人のニーズに応える教育プログラムを開発・実施し、全国展開を図る。
 - ・ 実務家教員の育成プログラムを開発・実施し、修了者を実務家教員の候補者として大学等に推薦する仕組みを構築する。
- **社会人が働きながら学べる学習環境の整備**
 - ・ 放送大学において放送授業等に加えてオンライン授業の充実を図るとともに、放送大学を学び直しの機会を提供する先導的役割を果たす高等教育機関として位置付け、そのノウハウや技術を生かした、他大学・大学院、企業、行政等との連携によるプログラムの提供や各大学・大学院のプログラム開発への協力を促進する。
 - ・ 長期履修学生制度や履修証明制度の活用促進、複数の教育機関による単位の累積による学位授与の拡大に向けた検討や、大学・大学院や専門学校における社会人等向け短期プログラムの大臣認定制度の創設を行うとともに、通信講座やeラーニングの積極的活用等による学び直し講座の開設等を促進することにより、時間的制約の多い社会人でも学びやすい環境を整備する。
 - ・ 学ぶ意欲を持つ社会人が、社会人向けの教育プログラムの開設状況や学びの支援制度、検定や資格等に関する情報に、効率的に入手することができるよう、関係機関の情報発信の質の向上を図る。
- **経済的な支援の実施**
 - ・ 学び直しの支援のための奨学金制度の弾力的運用を実施するとともに、教育訓練給付なども含め、関係府省が連携して経済的な支援制度の利用促進を図る。
- **労働者の学びに関する企業側の理解促進**
 - ・ 関係府省が連携し、社会人学生の就職支援の強化、企業や業界における職業能力の評価、教育訓練休暇制度等の導入や、大学や専門学校等におけ

るプログラムの活用に対する働き掛け，働き方改革の着実な実施を通じ，学んだ成果の活用や仕事への接続を推進する。

再掲の施策群

- 高等教育機関における実践的な職業教育の推進

目標（13）障害者の生涯学習の推進

障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の施行等も踏まえ、障害者が、学校卒業後も含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求しつつ、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じた教育やスポーツ、文化等の様々な学習機会の整備に関する関係施策を横断的かつ総合的に推進する。

（参考指標）

- ・学校卒業後に学習やスポーツ、文化等の活動の機会が確保されていると回答する障害者の割合

○ 学校卒業後における障害者の学びの支援

- ・障害者の各ライフステージにおける学びを支援し、障害者の地域や社会への参加を促進し、共生社会の実現につなげることができるよう、学校卒業後の障害者が社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたり維持・開発・伸長するための、効果的な学習プログラムや実施体制等に関する研究や成果普及等を行う。

○ 地域学校協働活動の推進【一部再掲】

- ・地域と学校の連携・協働の下、地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する地域学校協働活動を、特別支援学校等を含めて全国的に推進し、障害のある子供たちの放課後や土曜日等の学習・体験プログラムの充実や、企業等の外部人材等の活用を促進する。

○ 切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実【一部後掲】

- ・障害のある子供が、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会の様々な機能を活用した教育の充実を図る。

○ 大学等における学生支援の充実

- ・障害のある学生の在籍者数が急激に増加している高等教育段階の状況を踏まえ、各大学等における修学支援・就労支援体制の整備を促進するとともに、大学等と関係機関（福祉や労働行政機関、障害当事者団体、企業等）とが連携した取組を促進することにより、各大学等における障害のある学生の修学を支援する。また、放送大学において、テレビ授業への字幕の付与や点字試験問題の作成など、障害のある学生への学習支援を一層充実する。

○ 障害者スポーツ、障害者の文化芸術活動の振興等

- ・障害者の継続的なスポーツの実施促進に向け、身近な場所でスポーツを実施できる環境整備や、特別支援学校等を活用した地域における障害者スポーツの拠点づくりを進める。また、障害者の優れた文化芸術活動の国内外での公演・展示や障害者が芸術作品を鑑賞しやすい環境づくりを推進す

るとともに、バリアフリー字幕や音声ガイド制作支援を行うことにより、映像芸術の普及・振興を図る。あわせて、図書館等の環境整備を促進する。

4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する

目標（14）家庭の経済状況や地理的条件への対応

教育の機会均等に向け、家庭の経済状況や地理的条件によって、子供が進学等を断念することがないように、家庭の教育費負担の軽減を図るとともに、幼児期や小学校低学年の時期から子供の学びをきめ細かく支援し、セーフティネットを構築する。

（測定指標）

- ・生活保護世帯に属する子供，ひとり親家庭の子供，児童養護施設の子供の高等学校等進学率，大学等進学率の改善
- ・経済的な理由による大学等中退者・高校中退者の減少

（参考指標）

- ・大学進学率の地域間格差について，地理的状況，経済的状況，県内・近隣圏域における就職可能性などの要素を総合的に分析して，地域ごとの課題を把握し，対処していくためのフォローアップの手法を開発。

○ 教育へのアクセスの向上，教育費負担の軽減に向けた経済的支援

- ・子供たちの誰もが，家庭の経済事情にかかわらず，未来に希望を持ち，それぞれの夢に向かって頑張ることができるよう，教育費の負担軽減を図る。

幼児教育について，3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園，保育所，認定こども園の費用の無償化措置を平成31（2019）年10月から全面的に実施することを目指す。

義務教育に係る教育費について，国公立学校の授業料や国公私立学校の教科書が無償とされていることに加え，経済的困難を抱える家庭に対して就学援助を引き続き実施し，適切な教育機会の確保を図る。また，私立小中学校等に通う児童生徒への支援に関する調査研究を進める。

後期中等教育段階に係る教育費について，高等学校等の授業料を高等学校等就学支援金により支援するとともに，低所得世帯の授業料以外の教育費について，高校生等奨学給付金による負担軽減を図る。年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化（現行の高等学校等就学支援金の拡充）については，消費税使途変更による，現行制度・予算の見直しにより活用が可能となる財源をまず確保する。その上で，消費税使途変更後の平成32（2020）年度までに，現行制度の平年度化等に伴い確保される財源など，引き続き，政府全体として安定した財源を確保しつつ，家庭の経済状況にかかわらず，幅広く教育を受けられるようにする観点から，年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を実現する。

高等教育段階に係る教育費について，貸与基準を満たす希望者全員への無利子奨学金の貸与に加え，真に必要な子供たちに限って平成32（2020）年4月から高等教育の無償化を実現するため，授業料の減免措置の拡充と併せ，給付型奨学金の支給額を大幅に増やす。また，大学改革や教育研究の

質の向上と併せて、HECS⁸⁵等諸外国の事例も参考としつつ、中間所得層におけるアクセスの機会均等について検討する。

○ **学校教育における学力保障・進路支援、福祉関係機関等との連携強化**

- ・ 家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子供の学力が保障されるよう、少人数の習熟度別指導や補習・補充学習等の取組を行うため、学校の指導体制を充実し、きめ細かな指導を推進するとともに、全国学力・学習状況調査等も参考にしながら、家庭の社会経済状況と学力や進学率等との関係の分析方法の在り方について調査研究を進める。
- ・ 児童生徒の心理に関して高度な専門的知見を有するスクールカウンセラーの配置推進を図る。さらに、学校を窓口として、貧困家庭の子供等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、地方公共団体へのスクールソーシャルワーカーの配置を推進し、必要な学校において活用できる体制を構築し、福祉部門と教育委員会・学校等との連携強化を図る。
- ・ 高等学校における中退防止に向けた取組の推進や、各大学等における、悩みを抱える学生の支援担当者の大学間ネットワーク構築促進等により、進路支援・就学継続を図る。

○ **地域の教育資源の活用**

- ・ 経済的な理由や家庭の状況により、家庭での学習が困難である等、学習が遅れがちな中学生・高校生等に対して、地域住民等の協力等による学習支援の全国的な推進を図る。
- ・ 社会教育施設を活用した読書習慣の定着等の教育格差解消に向けた活動、家庭教育支援チーム等による相談対応や訪問型家庭教育支援等の取組を通じた課題別の効果的な支援等を推進し、成果の普及を図る。

○ **学校給食及び食育の推進【一部再掲】**

- ・ 学校給食法の目的に基づき、学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努める。

○ **へき地や過疎地域等の児童生徒等への就学支援**

- ・ スクールバス・ボートの購入や遠距離通学費への補助等、小・中学校への就学支援を引き続き実施する。また、高等学校が設置されていない離島から高等学校に通学する生徒に対し、通学費や居住費等の就学支援を引き続き実施する。

○ **東日本大震災をはじめとした災害への対応**

- ・ 東日本大震災をはじめとした災害に対して、学校再開の支援、災害の影響の及ぶ児童生徒等への心のケアや学習支援、就学支援などの教育環境の確

⁸⁵ 在学中は授業料の支払いを要せず、卒業後、支払い能力に応じて所得の一定割合を返納する、オーストラリアの仕組み (Higher Education Contribution Scheme)。

保に取り組む。

再掲の施策群

- 体験活動や読書活動の充実
- 伝統や文化等に関する教育の推進
- 子供の基本的な生活習慣の確立に向けた支援
- 学校や地域における子供のスポーツの機会の充実

目標（15）多様なニーズに対応した教育機会の提供

障害や不登校、日本語能力、複合的な困難等の多様なニーズに丁寧に対応し、一人一人の子供の能力・可能性を最大限に伸ばす教育を実現する。併せて、ライフステージ全体を通じて、多様な背景を持つ人々のニーズに応じた教育機会を提供する。

（測定指標）

- ・ 幼・小・中・高等学校等において個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成を必要とする児童等のうち、実際に作成されている児童等の割合の増加
- ・ 小・中・高等学校等において通級による指導を受けている児童生徒数の増加
- ・ 学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の割合の改善

○ 特別支援教育の推進

- ・ 障害者の権利に関する条約の批准や障害者差別解消法の施行を踏まえ、障害のある子供の自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点に立ち、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に十分に教育を受けられるよう、一人一人の教育的ニーズに応じた多様で柔軟な仕組みを整備する⁸⁶。そのため、基礎的環境整備を進めつつ、個別の指導計画や個別の教育支援計画の活用を通じて、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校等に在籍する障害のある子供が合理的配慮の提供を受けながら、適切な指導や必要な支援を受けられるようにする。また、小・中学校等と特別支援学校とが連携しつつ、学校の教育活動全体を通じた障害者理解に関する学習や交流及び共同学習の一層の推進を図る。さらに、校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制を構築するとともに、最新の知見を踏まえながら、全ての教職員が障害や特別支援教育に係る理解を深める取組を推進する。あわせて、就学前の早期発見や適切な支援が行われるよう、教育委員会と福祉部局などの関係機関との連携を促進する。
- ・ 高等教育段階において、障害者の教育機会の確保に向けたノウハウを集積した、障害のある学生支援スタンダードの確立・共有に取り組む。

○ 不登校児童生徒の教育機会の確保

- ・ 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律等を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援を推進する。児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくりを推進するとともに、不登校児童生徒に対しその実態に配慮して特別に編成された教育課

⁸⁶ 障害者の権利に関する条約（平成 26 年 1 月批准）第 24 条において、締約国には、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みである「インクルーシブ教育システム」（inclusive education system, 包容する教育制度）を整備することが求められている。

程に基づく教育を行う学校や教育支援センターの設置促進、教育委員会・学校と民間の団体の連携等による支援など、不登校児童生徒に対する多様な適切な教育機会の確保を推進する。さらに、不登校児童生徒に対する教育相談体制の充実を図る。

○ 夜間中学の設置・充実

- ・ 学齢経過者であって小・中学校等における就学の機会が提供されなかった者の中に、就学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間中学の設置を促進するとともに、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずる。具体的には、夜間中学は、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っていることから、教育機会確保法等に基づき、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図るなど、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進する。

○ 高校中退者等に対する支援

- ・ 高等学校卒業程度の学力を身に付けることを志す高校中退者等に対する学習相談・学習支援を促進する。さらに、教育委員会や学校、地域若者サポートステーション、ハローワーク、地域社会等との連携を強化し、高校中退者等の高等教育機関への進学や社会的自立に向けた切れ目ない支援体制を構築する。

○ 高等学校定時制課程・通信制課程の質の確保・向上

- ・ 中途退学や不登校の経験者、特別な支援を必要とする生徒など課題を抱える生徒等の学びの受け皿としての役割を果たしている高等学校定時制課程・通信制課程において、関係機関や地域社会等との連携による様々な学習機会の設定等、生徒の多様な学習ニーズにきめ細かく対応していくため、その質の確保・向上を図るための施策に取り組む。

○ 海外で学ぶ子供や帰国児童生徒、外国人児童生徒等への教育推進

- ・ 日本人学校や補習授業校における教育環境機能の強化を図るため、教師の派遣や教材整備等に引き続き取り組む。また、帰国児童生徒や外国人児童生徒等の海外における学習・生活体験を尊重しつつ、国内の学校への円滑な適応を図るため、日本語指導を行うための教員配置や、実践的な教員研修の実施、日本語指導が必要な児童生徒に対する特別の教育課程の編成実施の促進などを推進する。

○ 地域における外国人に対する日本語教育の推進

- ・ 日本国内に在留している外国人等が日常生活を営む上で必要となる日本語能力等を習得できるよう、地方公共団体や NPO などによる地域における日本語教育に関する優れた取組の支援や、日本語教育の充実に資する研

修等を行う。

目標（13）障害者の生涯学習の推進（再掲）

5. 教育政策推進のための基盤を整備する

目標（16）新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等

教師の養成，採用，研修の充実や，魅力ある優れた教師の確保・資質能力の向上を進めるとともに，学校の指導・事務体制の効果的な強化・充実，専門スタッフとの連携・分担体制構築等を通じて，教師が本来行うべき教育に関する業務に集中できる持続可能な学校指導体制を整備する。

（測定指標）

- ・現職の教師（特に管理職等）に占める当該学校種類に相当する専修免許状保持者の割合の改善
- ・特別免許状の授与件数（特に小中学校）の改善
- ・小中学校の教師の1週間当たりの学内総勤務時間の短縮
- ・小中学校の教師の1日当たりの事務時間（平均）の短縮

○ 教職員指導体制・指導環境の整備

- ・質の高い教育の提供に向けた専科指導や少人数によるきめ細かな指導の充実，障害のある児童生徒や外国人児童生徒等への指導，貧困等に起因する学力課題の解消に向けた取組やいじめ・不登校等の未然防止・早期対応の強化を図り，多様な子供たち一人一人の状況に応じた教育を進めるために，平成29（2017）年の義務標準法改正による基礎定数化の着実な実施を含め，学校の指導・事務体制の効果的な強化・充実を図る。
- ・校長のリーダーシップの下，カリキュラムや，日々の教育活動，学校の資源が一体的にマネジメントされ，教諭はもとより，養護教諭，栄養教諭，事務職員，心理や福祉，法律相談等の専門家（専門スタッフ）等の多様な人材が，それぞれ異なる専門性を生かし，連携・分担して子供たちに必要な資質・能力を身に付けさせることができる学校（チームとしての学校）の実現に向け取り組む。
- ・課題を抱えた児童生徒に対し，教師と連携・分担しながらチームで支援を行うことができるよう，スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）等の専門スタッフの資質向上・配置促進や，各地方公共団体において，専門スタッフが力を発揮できる研修や事例の共有を促進する。平成31（2019）年度までに，原則として，SCを全公立小中学校に配置するとともに，SSWを全中学校区に配置し，それ以降は，配置状況も踏まえ，配置時間の充実等学校における専門スタッフとしてふさわしい配置条件の実現を目指す。また，SSW等の育成の在り方について，福祉関係者等との意見交換等を通じて，引き続き検討を行う。加えて，法的側面からのいじめ予防教育や児童生徒を取り巻く問題について法的アドバイスを行う専門家であるスクールロイヤーの配置の在り方について検討を行う。
- ・スポーツ・文化指導に係る専門性を有し，教師と連携して部活動を支え，大会引率も可能な部活動指導員の配置を促進する。

- ・ 新たな教育や、いじめ等の課題に対応するための指導體制の在り方などに対する教育政策の効果を評価する実証研究を推進する。
- ・ 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に向け、中央教育審議会における検討も踏まえながら、業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策に取り組むとともに、必要な環境整備を行う。また、学校が作成する計画等や組織運営の在り方についての見直しを進めるとともに、勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制のための必要な措置を講ずる。あわせて、教育委員会をはじめとした教育関係者における、学校における働き方改革に係る取組を促進する。

○ これからの学校教育を担う教師の資質能力の向上

- ・ 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築と併せて、新たな時代の教育に対応できる質の高い教師の確保・資質の向上を図るため、教職生活の全体を通じて学び続ける教師を支援するための養成・採用・研修の一体的な改革を着実に進める。具体的には、就学前から初等中等教育段階を通じて、全ての子供が質の高い教育を受けられるよう、各地域における教育委員会と大学等が教師の資質向上に係るビジョンを共有するための協議会において策定される「校長及び教員の資質の向上に関する指標」等に基づく取組を促進する。
- ・ 養成段階について、外国語教育、道徳教育などの充実や主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の推進、特別支援教育の推進等に対応した教員養成への転換や、学校インターンシップの導入、教職大学院の充実等を一層推進する。
- ・ 採用段階について、教員採用試験の共同作成に関する検討や、特別免許状の活用等による多様な人材確保等を進める。また、独立行政法人教職員支援機構や独立行政法人国立特別支援教育総合研究所によるオンラインを通じた研修教材の提供を推進するとともに、現職研修において、校内研修やチーム研修の推進、大学、教職大学院等との連携など継続的な研修を推進する。同時に初任者研修と2、3年目の研修との接続の促進、マネジメント力の強化のための管理職研修など、研修の改革を推進する。
- ・ 教員免許更新制については、必修領域の見直しと選択必修領域の導入を実施し、現代的な教育課題に対応できる枠組み・内容に改善⁸⁷したところであり、運用の状況を踏まえつつ、受講者のニーズに応じた講習の質の向上など、必要に応じて制度の運用面の改善について検討を進める。
- ・ 教職員一人一人の能力や業績を適切に評価する教職員評価の実施と、評価結果の教職員の処遇等への適切な反映を促進する。あわせて、優秀な教職員の表彰を行う。さらに、指導が不適切な教師に対する指導改善研修の実施、不適切な服務上の問題への厳正な対応や、教職員のメンタルヘルス対策等適切な人事管理の促進や、勤務状況を踏まえた処遇の見直しの検討を進め

⁸⁷ 平成26（2014）年9月の免許状更新講習規則の改正により平成28（2016）年4月から施行。

- る。
- 教職の魅力を発信するとともに、学校における働き方改革の実現により、教師がその能力を最大限発揮できるようにすることで、新たな時代の教育に対応できる質の高い教師の確保を進める。

目標（17）ICT利活用のための基盤の整備

初等中等教育段階について、①情報活用能力（必要な情報を収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力（ICTの基本的な操作スキルを含む）や、情報の科学的理解、情報社会に参画する態度）の育成、②主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に向けた各教科等の指導におけるICT活用の促進、③校務のICT化による教職員の業務負担軽減及び教育の質の向上、④それらを実現するための基盤となる学校のICT環境整備の促進に取り組む。また、私立学校についても、国公立学校の状況を勘案しつつ、ICT環境整備を推進する。

高等教育段階について、教育の質向上の観点からICTの利活用を積極的に推進する。また、ICTの活用による生涯を通じた学習機会の提供を推進する。

（測定指標）

- ・ 教師のICT活用指導力の改善
- ・ 学習者用コンピューターを3クラスに1クラス分程度整備
- ・ 普通教室における無線LANの100%整備
- ・ 超高速インターネットの100%整備
- ・ ICTを活用した教育を実施する大学の割合の改善

（参考指標）

- ・ 児童生徒の情報活用能力
- ・ 校務のICT化による教職員の業務負担軽減の効果

○ 情報活用能力の育成

- ・ 新学習指導要領において、情報活用能力（情報モラルを含む。）が学習の基盤となる資質・能力として位置付けられたことを踏まえ、その育成に係る優れたカリキュラム・マネジメント事例を創出し、普及を図る。また、情報モラルの育成を推進するため、指導資料や啓発資料の作成・配布等を行うとともに、官民が連携してプログラミング教育の推進に向けた指導事例の創出・普及等、教師の指導力向上を図る取組を行う。さらに、放課後にプログラミング等のICTに関する継続的・発展的な学習機会の提供の促進を図る。

○ 各教科等の指導におけるICT活用の促進

- ・ 教師のICTを活用した指導力の向上を図るための指導資料の作成・配布や指導的立場の教師等への研修を行うとともに、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に向けたICT活用実践事例の創出及び普及を図る。
- ・ 多様な学習や専門性の高い授業等を実現させる観点から、遠隔教育の推進を図る。
- ・ 障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供に向け、障害の状態等に応じた情報保障やコミュニケーションの方法、教材（ICT及び補助用具を含む。）の活用について配慮するよう周知を行う。

- **校務の ICT 化による教職員の業務負担軽減及び教育の質の向上**
 - ・ 教職員の業務負担軽減に効果的な統合型校務支援システムの整備を図るため、調達コスト及び運用コスト抑制に向け、都道府県単位での共同調達・運用を促進する。
 - ・ 統合型校務支援システムを発展させ、成績、出欠又は学籍に関する情報等の校務情報を、学習記録データ（学習成果物等の授業・学習の記録）と有効につなげ、学びを可視化することを通じ、教師による学習指導や生徒指導等の質の向上、学級・学校運営の改善等に資するための実証研究を推進し、成果の普及に関係府省が連携して取り組む。

- **学校の ICT 環境整備の促進**
 - ・ 「平成 30 年度以降の学校における ICT 環境の整備方針」に基づき、学習者用コンピューターや大型提示装置、超高速インターネット、無線 LAN の整備など、各自治体による計画的な学校の ICT 環境整備の加速化を図る。あわせて、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の普及や改定など、学校における情報セキュリティの確保に取り組み、教師及び児童生徒が安心して学校で ICT を活用できる環境の整備を促進する。また、地方公共団体へ ICT 活用の専門家を派遣し、各地域における ICT 環境整備推進に向けた課題解決を支援する。
 - ・ 大学においては、情報セキュリティポリシー等に基づく対策の強化により、情報セキュリティを確保しつつ、質の高い教育研究活動の基盤となる ICT 環境整備の促進に取り組む。
 - ・ 私立学校については、国公立学校の状況を勘案しつつ、学校の ICT 環境整備の促進に取り組む。

- **大学における ICT を利活用した教育の推進**
 - ・ 高等教育段階において、教育の質向上や大学の知の国内外への発信の観点から、多様なメディアを活用した遠隔教育や MOOC⁸⁸による講義の発信等、ICT を利活用した教育を推進する。

- **ICT の活用による生涯を通じた学習の推進**
 - ・ 放送大学におけるオンライン授業の充実など、ICT の活用による生涯を通じた学習機会の提供の推進を図る。

⁸⁸ Massive Open Online Courses：大規模公開オンライン講座。

目標（18）安全・安心で質の高い教育研究環境の整備

教育内容・方法等の変化や多様化への対応などの教育環境の質的向上を図りつつ、早期に耐震化を完了し、長寿命化改修を中心とした計画的な老朽化対策を進める。また、教材、学校図書館、社会教育施設等の学校内外における教育環境を充実する。さらに、大学施設については、計画的な老朽化対策に併せ、次代を担う人材育成やイノベーション創出のための教育研究環境の整備を推進する。

また、建学の精神に基づく多様な人材育成や特色ある教育研究を展開し、公教育の大きな部分を担っている私立学校の重要性に鑑み、その基盤としての教育研究環境の整備を推進する。

（測定指標）

- ・ 公立学校施設の長寿命化計画の策定率を 100%にする
- ・ 緊急的に老朽化対策が必要な公立小中学校施設の未改修面積の計画的な縮減
- ・ 教育研究活動に著しく支障がある国立大学等の老朽施設の未改修面積の計画的な縮減
- ・ 私立学校の耐震化等の推進（早期の耐震化、天井等落下防止対策の完了）

○ 安全・安心で質の高い学校施設等の整備の推進

- ・ 公立学校について、長寿命化改修を中心とした計画的な老朽化対策の実施に加え、非構造部材の耐震対策、防災機能強化、教育環境の質的向上を推進する。また、国立大学等について、第4次国立大学法人等施設整備5か年計画を踏まえ計画的な老朽化対策や大学の機能強化を支える基盤整備等を着実に実施する。また、私立学校について、国公立学校の状況を勘案しつつ、早期の耐震化完了、屋内運動場等の天井等落下防止対策の完了及び非構造部材の耐震対策等防災機能強化を推進する。

○ 学校における教材等の教育環境の充実

- ・ 義務教育諸学校における新たな教材整備計画等に基づく教材の整備を推進する。また、学校図書館図書標準の達成に向けた図書の整備や新聞の配備、司書教諭の養成や学校司書の配置に対する支援のほか、学校図書館ガイドラインや学校司書のモデルカリキュラムの周知により、地域ボランティア等も活用しつつ、学校図書館の整備充実を図る。

○ 私立学校の教育研究基盤の強化

- ・ 私立学校の果たしている役割に鑑み、基盤的経費等の公財政支援その他の施策の充実・推進を図り、私立学校の教育条件の維持向上及び学生等の経済的負担の軽減を図るとともに、経営の健全性を高める。
- ・ 各学校法人の確固とした財政基盤の確立のため、各学校法人が寄附金収入等の多元的な資金を調達するための環境をより一層整備するとともに、

私立学校への寄附の促進が図られるよう、寄附税制の普及啓発や、先進事例の紹介等を実施する。

- ・ 各学校法人が、自らの経営状況を分析し、学生・地域・社会のニーズを十分に把握した上で、自己の強みとなる部門の強化や不採算部門の見直し等を検討するなど、学校法人が自らの確な経営判断を行うことができるよう、必要な経営指導・支援を行うシステムを確立するとともに、経営上の課題を抱える学校法人に係る制度的対応について検討する。あわせて、学校法人の財務情報等の積極的な公開をさらに促す。

再掲の施策群

- 施設の複合化や多様な資金調達等も活用した持続可能な社会教育施設の運営

目標（19）児童生徒等の安全の確保

学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故を可能な限り減少させるとともに、死亡事故の発生を限りなくゼロとすることを旨とする。

（測定指標）

- ・学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の発生件数の改善
- ・学校管理下において死亡する児童生徒等の数を限りなくゼロにする

○ 学校安全の推進

- ・ 様々な自然災害や交通事故や犯罪等に加え、非常時の国民保護における対応等の新たな安全上の課題も発生している状況を踏まえ、児童生徒等を取り巻く多様な危険を的確に捉え、児童生徒等の発達段階や学校段階、地域特性に応じた質の高い学校安全の取組を、家庭、地域、関係機関等とも連携・協働しながら、全ての学校において推進する必要がある。このため、全ての学校における学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の策定・改善や、学校安全の中核となる教職員を中心とした組織的な安全体制の構築を促進する。

また、教職員が各キャリアステージにおいて必要に応じた学校安全に関する資質・能力を身に付けるための研修を実施するとともに、カリキュラム・マネジメントの確立による系統的・体系的な安全教育を推進する。

さらに、外部専門家や関係機関と連携した安全点検の徹底、先進的な取組⁸⁹を参考とするなどして事故等の未然防止や発生後の調査・検証、再発防止のための取組の改善・充実を一連のサイクルとして実施し、学校安全に関するPDCAサイクルの確立を促進する。

再掲の施策群

○ 安全・安心で質の高い学校施設等の整備の推進

⁸⁹ 例えば、家庭や地域を含む関係機関が連携して科学的・実証的な安全対策に取り組むというセーフティプロモーションの考え方があ

目標（20）教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革

今後18歳人口の大幅な減少が予想され、特に地方においては、小規模な大学が多く経営悪化が懸念される状況を踏まえ、教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革により、特色ある「足腰の強い」大学づくりを推進する。

(参考指標)

- ・大学における外部資金獲得状況
- ・中長期計画を策定している私立大学の割合
- ・大学間連携に取り組む大学の割合

○ 教育研究の質向上に向けた基盤の確立

- ・学長の優れたリーダーシップによる大学運営の促進、外部理事や実務家教員など外部人材の活用、大学教育の成果指標の開発と情報公開の推進、外部資金導入の増加など、大学等の経営力の強化について検討を進め、必要な施策を講じる。
- ・国立大学法人運営費交付金や私学助成などを確実に措置するとともに、改革に取り組む大学への重点支援など、メリハリある配分を行う。国立大学法人については、第3期中期目標期間における「三つの重点支援の枠組み」などにより、戦略の進捗状況に基づくメリハリある重点支援を行う。私立大学等については、今後とも社会の要請と期待に応えるため、私学助成において、多様な特色の発揮と質的充実に向けた取組や、改革を進めるためのメリハリある資金配分等を進める。また、競争的資金については、研究の特性等を踏まえつつメリハリを強化する中で、各大学等のインセンティブの強化や先進的な取組の促進等を図る。併せて、多元的な財政基盤の構築を図るため、寄附制度の普及啓発や先進事例の情報発信等を通じて寄附金収入等の民間資金導入を促進する。

○ 高等教育機関の連携・統合等

- ・各地域における大学等への進学者数の将来推計を行い、社会人学生を含めた多様な需要も踏まえて、各高等教育機関が将来の経営戦略を立てる参考とするよう促すとともに、高等教育全体の規模について検討を進め、必要な施策を講じる。
- ・地域の高等教育機関が、産業界や地方公共団体と共に将来像の議論や具体的な交流等の方策について議論する「地域連携プラットフォーム（仮称）」を構築することを促す。
- ・国公立の枠を超えた連携・統合を円滑に進めるため、教育研究により創出された知の継承を図りつつ、大学間での単位互換制度の効果的な運用や、教員が一つの大学に限り専任となる原則の見直し、国立大学の一法人一大学制の見直し、学部・学科単位での事業譲渡の円滑化など必要な施策を講じる。また、経営悪化傾向にある学校法人に対し、経営状況をよりきめ細かく分析した上で、私立大学の自主性・自律性に配慮しつつも、各学校法人の自主性に任せるだけでなく、他法人との合併や撤退を含む早期の適切な経営判断が

行われるよう必要な取組を行う。

- 地方創生を推進するため、大学等、専門学校、地方公共団体、企業等が連携し、地域を担う人材を育成するとともに、地域の中核的な産業振興等のための取組を推進する。特に、東日本大震災からの復興に関しては、全国の大学等が有する復興に資する「知」を福島県に集積するための取組を推進するなど、復興の担い手の育成等を進める。

目標（21）日本型教育の海外展開と我が国の教育の国際化

海外展開モデルケースの形成や、国内の教育環境・基盤の整備、諸外国との教育に係る人材交流の強化をすることで、日本型教育の海外展開と我が国の教育の国際化を推進する。

（参考指標）

- ・海外に対する教育事業に参加した日本側の教職員・学生・児童・生徒の数
- ・海外に対する教育事業に参加した相手国側の教職員・学生・児童・生徒の数
- ・日本人学生（高校生及び大学生等）の海外留学者数（再掲）
- ・外国人留学生数（再掲）

○ 官民協働による日本型教育の海外展開

- ・関係府省・関係機関等と連携し、知・徳・体のバランスのとれた力を育むことを目指す初等中等教育や、中学校卒業後の早い年齢から、5年一貫で専門的・実践的な技術者教育を行うことを特徴とする高等専門学校制度などの日本型教育の海外展開に係る検討や情報共有・情報発信等を行うための場の提供、海外展開モデルケースの形成等を行うことを通じ、日本型教育の海外展開の更なる促進を図る。

○ 途上国への教育協力

- ・途上国に対し、留学生の戦略的な受入れや高等教育機関の充実強化を中心とした人材養成の支援、体育カリキュラム策定の支援、部活動や運動会をはじめとする多様な学びの機会の提供支援、スポーツの価値及びアンチ・ドーピングに関する教育の支援等を行うことにより、途上国への教育協力を推進する。

再掲の施策群

- 英語をはじめとした外国語教育の強化
- 国際化に向けた先進的な取組を行う高等学校・高等専門学校・大学等への支援
- 日本人生徒・学生の海外留学支援
- 外国人留学生の受入れ環境の整備
- 海外で学ぶ子供や帰国児童生徒、外国人児童生徒等への教育推進

